

令和 7 年 6 月 甲良町議会定例会会議録

令和 7 年 6 月 9 日（月曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- | | |
|------|--|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | 会期の決定 |
| 第 3 | 報告第 6 号 令和 6 年度甲良町繰越明許費繰越計算書について（一般会計予算） |
| 第 4 | 報告第 7 号 令和 6 年度甲良町水道事業会計予算繰越計算書について |
| 第 5 | 承認第 1 号 専決処分につき、承認を求めることについて（甲良町税条例の一部を改正する条例） |
| 第 6 | 承認第 2 号 専決処分につき、承認を求めることについて（甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例） |
| 第 7 | 承認第 3 号 専決処分につき、承認を求めることについて（令和 6 年度甲良町一般会計補正予算（第 9 号）） |
| 第 8 | 承認第 4 号 専決処分につき、承認を求めることについて（令和 6 年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）） |
| 第 9 | 議案第 31 号 甲良町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例 |
| 第 10 | 議案第 32 号 甲良町水道事業給水条例の一部を改正する条例 |
| 第 11 | 議案第 33 号 令和 7 年度甲良町一般会計補正予算（第 1 号） |
| 第 12 | 議案第 34 号 令和 7 年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号） |
| 第 13 | 議案第 35 号 令和 7 年度甲良町水道事業会計補正予算（第 1 号） |
| 第 14 | 一般質問 |

◎会議に出席した議員（10名）

1 番	福 原 守	2 番	木 村 誠 治
3 番	藤 居 吉 也	4 番	山 田 光 義
5 番	小 森 正 彦	6 番	西 川 誠 一
7 番	野 瀬 欣 廣	8 番	木 村 修
9 番	西 澤 伸 明	10 番	丸 山 恵 二

◎会議に欠席した議員

な し

◎会議に出席した説明員

町 長	寺 本 純 二
副 町 長	熊 谷 裕 二
総 務 課 長	中 村 康 之
会 計 管 理 者	大 野 けい子
税 務 課 長	望 月 仁
企画監理課長	山 崎 志保美
住民人権課長	宮 川 哲 郎
保健福祉課長	丸 澤 俊 之
産 業 課 長	西 村 克 英
建設水道課長	村 岸 勉

教 育 長	青 山 繁
教 育 次 長	福 原 猛
学校教育課長	橋 本 善 明
社会教育課長	大 山 一 弥
長寺センター館長	大 野 正 人
呉竹センター館長	上 田 真 司
総務課参事	村 田 茂 典
保健福祉課参事	中 川 一 樹
建設水道課参事	寺 居 友 彦
総務課専門員	内 田 有 亮

◎議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	橋 本 浩 美
---------	---------

書 記	山 脇 理 恵
-----	---------

(午前 9時00分 開会)

○丸山議長 ただいまの出席議員数は10人です。

議員定足数に達していますので、令和7年6月甲良町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既に配布しているとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に1番 福原議員、2番 木村誠治議員を指名します。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から6月18日までの10日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月18日までの10日間と決定しました。

これより、町長の挨拶、行政報告並びに提案説明を求めます。

町長。

○寺本町長 皆さん、おはようございます。大変先日は失礼いたしました。申し訳ございませんでした。それでは、本日、令和7年甲良町議会6月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。平素は町政全般にわたりまして、格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

ここで、提案説明に先立ち、本日までの若干の行政報告をいたします。

私が出席いたしましたこの間の行事・会議等につきまして報告をいたします。

4月15日には三日月大造知事が来庁され、本町にて開催されました滋賀県首長会議に出席し、「下水道施設の更新及び耐震化対策の促進について」と「関係人口及び二地域居住の推進について」をテーマに議論しました。

また、5月14日には、国道連絡会副会長を務める道路整備促進期成同盟会全国協議会の主催の「命と暮らしを守る道づくり全国大会」が東京砂防会館の別館で開催され、大会決議をされた7項目をふまえた資材価格などの上昇に対応する長期安定的な道路整備・管理が進められるよう、国・地方の令和8年度道路関係予算の満額確保ができるよう、県選出の衆議院議員、参議院議員に要望活動を行いました。

また、6月3日には、同じく東京砂防会館別館で開催されました全国高速道

路建設協議会総会に出席し、令和８年度道路関係予算の拡大、所要額の満額確保を協議会から国土交通省へ要望しました。

その他、町施策のために必要な会議等に参加しております。

それでは、本日提案させていただきます案件について、その概要をご説明申し上げます。

報告第６号は、令和６年度一般会計予算において、翌年度に８１８万９，０００円の明許繰越をしましたので、その計算書の報告であります。

報告第７号は、令和６年度水道事業会計予算において、翌年度に５，９８３万円の明許繰越をしましたので、その計算書の報告であります。

承認第１号は、国民健康保険法施行令（昭和３３年政令第３６２号）の一部が改正されたことに伴う甲良町税条例の一部を改正する条例であり、その承認をお願いするものであります。

承認第２号は、国民健康保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であり、その承認をお願いするものであります。

承認第３号は、令和７年３月３１日付で行いました、令和６年度甲良町一般会計を２，１５１万３，０００円減額し、総額４２億８，０６１万３，０００円とする補正予算（第９号）について、その承認をお願いするものであります。

承認第４号は、令和７年３月３１日付で行いました、令和６年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計を１０１万３，０００円増額し、総額１億４２６万９，０００円とする補正予算（第９号）について、その承認をお願いするものであります。

議案第３１号は、行政手続オンライン化法の改正に伴い、従来の書面に加え、オンラインを活用した手続を可能にするため、「甲良町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」を制定するものであります。

議案第３２号は、災害時における給水装置工事の施工について、甲良町水道事業給水条例の一部を改正する条例であり、所要の改正を行うものであります。

議案第３３号は、令和７年度甲良町一般会計補正予算（第１号）で、３，１３５万円を追加し、補正後の予算総額を４３億７，４６７万９，０００円とするものであります。この主なものとしては、歳出において調整額不足額給付金の２，４００万円、保健福祉センターの壁紙修繕料の１８１万４，０００万円を加えるほか、带状疱疹予防接種事業に４００万円などを追加し、それらの財源として歳入において、国庫補助金２，５３０万５，０００円、財政調整基金繰入金１，０９４万円などを追加するものとなります。

議案第３４号は、令和６年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算（第１

号)において、甲良町高齢者保健福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定のため、債務負担行為を行うものであり、総額に変更はありません。

議案第35号は、令和7年度甲良町水道事業特別会計補正予算(第1号)で、緊急車両購入に伴う車庫兼倉庫の設計管理委託で150万円、水道配水管工事で1,000万円を追加するものとなります。

以上、本日提出しました案件について、その概要をご説明申し上げました。何とぞよろしくご審議いただいて適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○丸山議長 日程第3 報告第6号を議題とします。

報告書が提出されていますので、報告を求めます。

総務課参事。

○村田総務課参事 それでは、失礼します。報告第6号 令和6年度甲良町繰越明許費繰越計算書について、一般会計予算分でございます。

地方自治法の規定によりまして、令和6年度の甲良町一般会計予算におきまして、翌年度に繰り越した額を報告するものでございます。

おめくりください。

計算書の方を読み上げによって報告に代えさせていただきます。

款、項、事業名、また翌年度繰越額を報告させていただきます。その財源について述べさせていただく形で、報告とさせていただきます。

まず、総務費、総務一般管理費、一般財産管理事業、繰越額241万1,000円。全て一般財源でございます。

同じく、総務管理費の中、企業版ふるさと納税推進事業、82万4,000円。一般財源も同額でございます。

公共交通対策事業、1,599万8,000円。財源につきましては、国庫支出金799万9,000円、地方債790万円、一般財源9万9,000円となっております。

戸籍住民台帳費、戸籍住民台帳費、戸籍システム改修委託、293万1,000円。その財源につきましては、国庫支出金272万4,000円、一般財源20万7,000円でございます。

4款 衛生費、3項 上水道費、事業名、甲良町指定緊急避難場所防災力向上事業、繰越額3,950万円。財源につきましては、国庫支出金1,860万円、地方債1,860万円、一般財源230万円。

6款 農林水産業費、1項 農業費、せせらぎの里管理事業(せせらぎの里整備工事)、繰越額66万円。同額が一般財源でございます。

8款 土木費、2項 道路橋梁費、社会資本整備交付金事業、繰越額1,758万円。財源につきましては、国庫支出金378万7,000円、地方債1,

350万円、一般財源29万3,000円でございます。

同じく、社会資本整備交付金事業（道路メンテナンス事業）、繰越額545万円。財源につきましては、国庫支出金373万3,000円、一般財源171万7,000円でございます。

4項 住宅費でございます。住宅管理事業、繰越額429万4,000円。財源につきましては、その他80万円、一般財源349万4,000円でございます。

合計繰越額8,960万8,000円。国庫支出金3,684万3,000円。その他80万円。地方債4,000万円。一般財源1,200、ごめんなさい、1,200万5,000円でございます。

以上のとおりであります。

○丸山議長 これをもって報告を終わります。

日程第4 報告第7号を議題とします。

報告書が提出されていますので、報告を求めます。

建設水道課参事。

○寺居建設水道課参事 そうしましたら、報告第7号 令和6年度甲良町水道事業会計予算繰越計算書についてでございます。

地方公営企業法第26条第1項の規定により、令和6年度甲良町水道事業会計予算において、次のとおり翌年度に繰り越したので、同条第3項の規定により報告をいたします。

1 ページおめくりをお願いいたします。

繰越計算書の方で、同じく款、項、事業名と翌年度繰越額と内訳を報告させていただきます。

1 款 資本的支出、2 項 建設改良費、事業名、3 号取水ポンプ修繕工事に伴う施工管理業務、翌年度繰越額143万円。内訳といたしましては、損益勘定留保資金等になります。

同じく、資本的支出、建設改良費、甲良町水道事業3号取水ポンプ修繕工事、翌年度繰越額は1,890万円でございます。財源内訳といたしましては、損益勘定留保資金等でございます。

3 目でございますが、資本的支出の建設改良費、緊急車両等購入事業となります。翌年度繰越額が3,950万円。財源内訳は国庫補助金等で、3,950万円でございます。

合計額が、繰越額といたしまして5,983万円となりまして、財源内訳が国庫補助金3,950万円、損益勘定留保資金等で2,033万円となります。

以上、よろしく願いいたします。

○丸山議長 これをもって報告を終わります。

次に、日程第 5 承認第 1 号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 承認第 1 号 専決処分につき承認を求めることについて。

甲良町税条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 9 日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

税務課長。

○望月税務課長 専第 1 号 甲良町税条例の一部を改正する条例。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日。

甲良町長。

それでは、甲良町税条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

地方税法等の一部を改正する法律等の施行及び令和 7 年度税制改革の大綱の制定に伴い、本条例の規定について所要の改正をするものでございます。

主な改正内容につきまして、第 18 条、公示送達。公示送達について、インターネットを用いる方法の定義を示した省令改正に伴う改正でございます。

第 81 条の 9、種別割の課税減額でございます。商品であって使用しない軽自動車等に対して、軽自動車税種別割を課さないことの規定を新設したものでございます。

第 82 条、種別割の税率。軽自動車税種別割の標準税率区分の見直しに伴う税率の区分改正でございます。

第 90 条、第 2 項、第 3 項、身体障害者等に対する種別割の減免でございます。道路交通法の改正に伴い、マイナ保険証の運用開始に伴い、減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定等の整備を行うものでございます。

附則第 10 条の 3、新築住宅等に対する固定資産税の減免の規定の適用を受けようとする者がすべき申告です。特定マンションに係る特例について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には、特例を適用できることとする規定を新設するものでございます。

以上が、施行日を令和 7 年 4 月 1 日とするものでございます。

次に、第 34 条の 2、所得控除。所得控除に関して、法律の改正に伴い、控除すべき金額の改正及び特定親族特別控除税を追加するものでございます。

第 36 条の 2、第 1 項、町民税の申告。町民税の申告に関して、特定親族特

別控除の創設に伴う公的年金等受給者の個人住民税申告義務に係る規定の整備でございます。

第36条の3の2、第1項、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告でございます。個人住民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書に関して、記載事項に特定親族を追加するものでございます。

第36条の3の3、第1項、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書です。個人住民税に係る公的年金受給者の扶養親族等申告に関して、特定親族特別控除の創設に伴う公的年金受給者の扶養親族等申告書に係る提出義務規定等の整備でございます。

附則第10条の2の2、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例でございます。加熱式たばこに係る町たばこ税の課税標準の特例に関して、加熱式たばこに係る市町村たばこ税の課税標準の特例を整備するものでございます。

以上の施行を令和8年1月1日とするものです。

以上です。どうぞよろしくお願い致します。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

9番西澤議員。

○西澤議員 全協においては、公示送達についての定義、意義づけなどについて、質疑があったわけですがけれども、18条、改めてお尋ねしますけれども、ここにありますのは、従来どおりの文書の提示、つまり18条の第2条第2項に規定する掲示場にて提示し、または映像面に表示したもの、つまり今ある公示をする場所ですね、提示をする場所の映像面に改造するというのは既に実施されているんですかね。それとも、従来どおりの書面の提示、つまり書面を張りつけたものを見たことがありますけれども、そういうものも併用されるということでしょうか。

○丸山議長 税務課長。

○望月税務課長 公示送達ですので、1回送付しましたけれども、相手方に住所がありませんよと返ってくるものを公示送達として張り出します。この公示送達書には、住所と氏名とどういう書類を送ったかというのを文書の中に記載するんですけれども、その掲示になると思います。

○丸山議長 9番西澤議員。

○西澤議員 私の聞いているのは、的がちょっと違うんです。その表示を映像による表示ができるように、もう改造されているものが設置されているんですか。つまり、4月1日からの施行ですから、それも文書もあり、映像もありますから、映像が表示できる施設が要りますよね。それは設置されているんですか。それとも、今後計画されるということですかね。

○丸山議長 税務課長。

- 望月税務課長 役場の掲示板にも掲示しますし、インターネット上でも提示するように、ホームページの方で表示できるようにしていこうと考えております。
- 丸山議長 税務課長。
- 望月税務課長 すみません。することができる、ですので、まだインターネット上で公示送達の方はまだしておりません。
- 丸山議長 9番西澤議員。
- 西澤議員 公示送達そのものを行為をしたかどうかを聞いているんじゃないくて、そのことが発生したときに映像で表示できる、つまりホームページに記載をするというのも映像ですから、それともそれに文書を張りつけるのにと併用して、同じところか別のところですけども、映像が表示できる、ここにあります不特定多数の者が見ることができる場所に設置するということですから、その施設ですね。器具。これができていますかということです。インターネットのホームページだけで済ませるということであつたら、そういう町の対応だということを説明いただいたらいいんですけど。
- 丸山議長 税務課長。3回目ですので、答弁よろしくお願いします。
- 望月税務課長 設備の用意とかは考えておりません。ただ、ホームページで皆さんに分かるようにはしていきたいと考えております。
- 丸山議長 西澤議員、よろしいですか。もし納得がいかないならもう一回、4回目も大丈夫ですので。これ、最後の。
- 西澤議員 改めて、いわゆるホームページによって誰でもが見られるような閲覧というようにしていく方針。それとも、将来的には役場のどこかに住民の方が、ないしは誰もが閲覧できるような場所を設置する、映像を提示できるようにする、そういう計画もあるのかということですね。
- 丸山議長 総務課参事もし答えられたら、言うたってな。どうもない。税務課長。
- 望月税務課長 今のところそういうことは考えておらなくて、ホームページで誰でもが閲覧できるような状態に置くように考えております。
- 丸山議長 総務課長、いけるんやったら一ぺん。答弁、いけるんやったら。答弁したってくれる。いける。西澤議員、納得できませんよね。西澤議員。もう一回。
- 西澤議員 そういう方針で当面はいくと。今のところ、そういうことだと。この改正を受けて。4月1日から実施ですけども、公示送達の実績はありませんが、対応として、発生してくればそういう対応で臨むということで当面の方針ということで確認ができますか。
- 丸山議長 税務課長。
- 望月税務課長 西澤議員がおっしゃるとおりで、掲示板には掲示して、またホ

ームページにも閲覧できるようにしていきます。

○丸山議長 副町長、応援できますか。

副町長。

○熊谷副町長 すみません。まだ実績がないというのは今申し上げたとおりで、この文章を読ませていただくと、掲示場に掲示し、役場の表にあるあそこ一旦、物を張り、またはちょうど事務所に設置したホームページ、町の見られるところにも見られるという。だから、ここは「または」なので、ORいずれかということに基本的にはなるのかなと。ただ、両方併用ということもあり得るのかなと思うんですけども、この文章の表現上は「または」なので、いずれかでということというふうになる。ただ、当面は元々が張り出すのが一般的ですので、張り出すことを基本に、ホームページでもという両方をやっていくのがいいのかなという意味での税務課長の発言もあったかと思うんですけど、実際のものが出たときには、今みたいな、どっちかなのかなというのが、皆さんにも明らかになるように、ちょっとその辺は丁寧親切に、分かりやすくお伝えできればなというふうに思いますので、ご理解お願いします。

○丸山議長 ありがとうございます。

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより承認第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり、承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって承認第1号は承認されました。

次に、日程第6 承認第2号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 承認第2号 専決処分につき承認を求めることについて。

甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和7年6月9日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

税務課長。

○望月税務課長 専第2号 甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月31日。

甲良町長。

それでは、甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

令和7年度税制改正の大綱が閣議決定されたことにより、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、本条例の規定について所要の改正を行うものでございます。

第2条第2項ただし書中、65万円を66万円に改め、同条第3項ただし書中、24万円を26万円に改める。

第23条第1項中、65万円を66万円に、24万円を26万円に改め、同項第2号中、29万5,000円を30万5,000円に改め、同項第3号中、54万5,000円を56万円に改める。

附則としまして、この条例は令和7年4月1日から施行し、適用区分を規定するものでございます。

以上です。どうぞよろしくお願い致します。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

9番西澤議員。

○西澤議員 全員協議会でも聞きましたが、確認なんですが、改正される66万円、そして後期高齢者の支援金賦課金税の点では26万円に改正されるわけですが、限度額、つまり66万円に到達する所得は1,000万円というように説明がありましたが、1,000万円以上の方が、説明では10世帯ですよね。この分については、1,000万円が到達する所得額ということで確認できるでしょうか。

○丸山議長 税務課長。

○望月税務課長 すみません。最後、もう一度、質問をお聞かせ願えますでしょうか。

○丸山議長 9番西澤議員。

○西澤議員 限度額に到達する所得額は幾らになりますかという質問ですね。全協のときに1,000万円というように回答がありましたが。

○丸山議長 税務課長。

○望月税務課長 単身所帯でしたら収入が約1,100万円を超えますと上限に

達します。4 人所帯の場合でしたら、所帯全員の収入が約 1, 0 0 0 万円弱で上限に達します。

○丸山議長 よろしいですか。9 番西澤議員。

○西澤議員 平均的な家族で、つまり 2 人子ども、それから 4 人家族の世帯で 1, 0 0 0 万円ないしは 1, 1 0 0 万円で限度額に達する金額。こういうことではないんですね。

○丸山議長 税務課長。

○望月税務課長 そのとおりでございます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

9 番西澤議員。

○西澤議員 5 6 万円の限度額 1, 0 0 0 万円。つまり、我が町の所得の分布で言いますと、1, 0 0 0 万円を超える世帯が 1 0 世帯ですので、そう多くはないんですけれども、制度としては 2, 0 0 0 万円、3, 0 0 0 万円、5, 0 0 0 万円以上というのは結構おられます。そういう方々が 5 6 万円で頭打ちということについては、大変問題があって、いろいろ議論があるところです。そういう点では、限度額について、つまり上限の 5 6 万円で打ち止めではなくて、パーセンテージで累進性を持つべきだというように思いますので、これは国の仕組みのそのものですが、そういう制度に変えていくということも、担税力、つまり税の負担する能力をお持ちの世帯、お持ちの方々に対する課税を強化していくということが今大きな、消費税問題と併せて出てきていますので、そういうことも改正をしていく、そういう国の流れもつくっていく必要がありますし、地方ですけれども、そういうことを提起して、反対というようにさせていただきます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより承認第 2 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって承認第 2 号は承認されました。

次に、日程第 7、承認第 3 号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 承認第 3 号 専決処分につき承認を求めることについて。

令和 6 年度甲良町一般会計補正予算（第 9 号）。

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 9 日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

総務課参事。

○村田総務課参事 議案書裏面の方をお願いいたします。こちらにつきましては、専第 3 号で専決処分の方をさせていただきました令和 6 年度甲良町一般会計補正予算（第 9 号）についてでございます。専決日付につきましては、令和 7 年 3 月 31 日付でございます。

予算書の方、裏面をおめくりください。

令和 6 年度甲良町一般会計補正予算（第 9 号）でございます。

こちらにつきましては、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ 2,151 万 3,000 円を減額し、総額をそれぞれ 42 億 8,161 万 3,000 円とするものでございます。

また、繰越明許費の補正につきましては第 2 表で、また地方債の補正につきましては第 3 表の方で説明をさせていただきます。

歳入歳出の補正額について、第 1 表の方でご説明させていただきます。

1 ページの方でございます。款、項及び補正額のみ読み上げさせていただきます。

まず、歳入の部でございます。1 款 町税、1 項 町民税、補正額 700 万円の減額。2 項 固定資産税、900 万円の減額。2 款 地方譲与税、1 項 自動車重量譲与税、補正額 30 万 2,000 円の減額。2 項 地方揮発油譲与税、12 万 4,000 円の増額。4 項 森林環境譲与税、1 万 5,000 円の減額。3 款 利子割交付金、1 項 利子割交付金、1 万 6,000 円の減額。4 款 配当割交付金、1 項 配当割交付金、補正額 261 万 9,000 円。5 款 株式等譲与所得割交付金、1 項 株式等譲渡所得割交付金 473 万 6,000 円。6 款 法人事業税交付金、1 項 法人事業税交付金 53 万 5,000 円。7 款 地方消費税交付金、1 項 地方消費税交付金 2,566 万 2,000 円。8 款 環境性能割交付金、1 項 環境性能割交付金 194 万 6,000 円。9 款 地方特例交付金。

おめくりください。1 項 地方特例交付金 25 万 6,000 円。10 款 地

方交付税、1項 地方交付税 3,700万6,000円。11款 交通安全対策特別交付金、1項 交通安全対策特別交付金、16万6,000円の減額。13款 使用料及び手数料、1項 使用料、61万円の減額。2項 手数料、114万円の減額。14款 国庫支出金、1項 国庫負担金、17万5,000円の減額。2項 国庫補助金、125万8,000円の減額。15款 県支出金、1項 県負担金、110万5,000円の減額。2項 県補助金、283万5,000円の減額。3項 委託金、170万6,000円の減額。17款 寄付金、1項 寄付金、350万円の減額。18款 繰入金、2項 基金繰入金、6,342万円の減額。20款 諸収入、5項 雑入、44万9,000円の減額。21款 町債、1項 町債、170万円の減額。合計補正額 2,151万3,000円の減額でございます。

おめくりください。歳出の部でございます。同様に、款、項及び補正額の方を読み上げさせていただきます。

2款 総務費、1項 総務管理費、補正額 999万1,000円の減額。3項 戸籍住民基本台帳費 74万7,000円。4項 選挙費、110万円の減額。3款 民生費、1項 社会福祉費、896万3,000円の減額。2項 児童福祉費、540万7,000円の減額。4款 衛生費、1項 保健衛生費、518万2,000円の減額。2項 清掃費、398万9,000円の減額。6款 農林水産業費、1項 農業費、116万円の減額。7款 商工費、1項 商工費 16万6,000円。8款 土木費、1項 土木管理費、28万9,000円の減額。2項 道路橋梁費 2,849万円。4項 住宅費、171万9,000円減額。5項 都市計画費、180万円減額。9款 消防費、1項 消防費、補正額としては0円でございます。財源更正でございます。10款 教育費、1項 教育総務費、918万3,000円の減額。3項 中学校費、100万円の減額。4項 社会教育費、83万3,000円の減額。5項 保健体育費、30万円の減額。合計補正額 2,151万3,000円でございます。

おめくりください。第2表 繰越明許費補正でございます。

まず、追加につきましては、3事業ございます。款、項、事業名及び金額を読み上げさせていただきます。

2款 総務費、1項 総務管理費、事業名、一般財産管理事業 241万1,000円。同じく、企業版ふるさと納税推進事業 82万4,000円。6款 農林水産業費、1項 農業費、せせらぎの里管理事業（せせらぎの里整備工事）66万円。8款 土木費、4項 住宅費、住宅管理事業 429万4,000円。

また、変更でございます。8款 土木費、2項 道路橋梁費、事業名、社会资本整備交付金事業、変更前 730万円のものを变更后 1,758万円とするものでございます。

次のページにつきましては、第3表 地方債の補正でございます。いずれも変更でございます。近江鉄道線輸送安全確保事業債、補正前790万円、補正後650万円とするものでございます。犬上分署庁舎整備事業債、補正前360万円を補正後330万円とするものでございます。

以上であります。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

9番西澤議員。

○西澤議員 12ページには、歳入で、個人町民税700万円、それから固定資産税900万円がそれぞれ減となっています。決算整理の状況だというように思いますけれども、減額になった理由、それぞれ不況な状況の中ですので、固定資産税はそのまま変わらないように思うんですけれども、それぞれ理由を分析されていまして、ご報告をお願いします。

○丸山議長 税務課長。

○望月税務課長 個人住民税の減額につきましては、定額給付金がございましたので、その分の減額となります。あと、固定資産税につきましては、減免、特別減免と償却資産の減額によつてのマイナス9万円の減額となります。あ、900万円。

○丸山議長 9番西澤議員。

○西澤議員 固定資産税については、償却資産税、つまり10万円以上の資産、機械の処分をしたことによる消滅による減額という理解でよろしいですか。

○丸山議長 税務課長。

○望月税務課長 大規模企業の償却資産がございまして、大きなものの償却があったものと考えております。

○丸山議長 9番西澤議員。

○西澤議員 減額になるのは、いわゆる機械類を処分してなくなった、課税の対象が減ったということがあると思うんですが、そういうことなのかとちょっと確認をしたいんですけれども。

○丸山議長 税務課長。

○望月税務課長 そのとおりでございます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより承認第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって承認第3号は承認されました。

次に、日程第8 承認第4号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 承認第4号 専決処分につき承認を求めることについて。

令和6年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）。

上記の議案を提出する。

令和7年6月9日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

住民人権課長。

○宮川住民人権課長 専第4号 専決処分書。

令和6年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月31日。

甲良町長。

補正予算書裏面をご覧ください。令和6年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

第1条 歳入歳出それぞれ101万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億426万9,000円とするものでございます。補正内の説明につきましては、次ページで行わせていただきます。

それでは、1ページをご覧ください。歳入。1款 後期高齢者医療保険料、1項 後期高齢者医療保険料、補正額237万円。3款 繰入金、1項 一般会計繰入金、135万7,000円の減。歳入合計101万3,000円でございます。

続きまして、2ページをご覧ください。歳出。2款 後期高齢者医療広域連合納付金、1項 後期高齢者医療広域連合納付金、補正額101万3,000円。歳出合計は、歳入合計と同額でございます。よろしくお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより承認第4号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって承認第4号は承認されました。

次に、日程第9 議案第31号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第31号 甲良町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例。

上記の議案を提出する。

令和7年6月9日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

企画監理課長。

○山崎企画監理課長 それでは、甲良町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について、ご説明いたします。

まず、条例制定の趣旨でございます。国による行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律が改正されたことに伴いまして、町においても、情報技術を活用した行政の推進を図るため、条例や規則等に基づく申請届出等に関し、従来の書面に加えて、オンラインを活用した手続を可能にするため、本条例の制定を行うものです。

それでは、議案書を読み上げさせていただきます。議案書をお願いいたします。

第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって町民生活の向上に寄与することを目的とする。

第2条 定義です。

(1) 条例等 条例及び規則等並びに滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例及び滋賀県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例

に関する条例により本町が処理することとされた事務について規定する滋賀県の条例及び滋賀県の執行機関の規則をいう。

(2) 規則等 規則、議会の規定及び地方公営企業法第10条に規定する企業管理規程をいう。

(3) 町の機関等。

ア 地方自治法により設置される本町の執行機関若しくは当該執行機関に置かれる機関又は本町の議会。

イ アに掲げる機関の職員であつて、法令又は条例等の規定により独立に権限を行使することを認められたもの。

ウ 地方自治法に規定する指定管理者。

(4) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

(5) 署名等 署名、記名、自書、連署、押印その他氏名または名称を書面等に記載することをいう。

(6) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

(7) 申請等 申請、届出その他条例等の規定に基づき町の機関等に対して行われる通知をいう。

(8) 処分通知等 処分の通知その他の条例等の規定に基づき町の機関等が行う通知をいう。

(9) 縦覧等 条例等の規定に基づき町の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

(10) 作成等 条例等の規定に基づき町の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。

(11) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他の方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

2 電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける町の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録が

されたときに当該町の機関等に到達したものとみなす。

4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名をすることが規定されているものを電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。

5 申請等のうち、当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料又は使用料の納付の方法が規定されているものを電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料又は使用料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものをもってすることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他の方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則等で定める方式により表示をする場合に限る。

2 電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情が

ある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合に、規則等で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に係る他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等することが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。

第7条 申請等をする者に係る住民票の写しその他の規則等で定める書面であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、町の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には添付を要しない。

第8条 町長は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる町の機関等に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする。

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

附則でございます。附則の1 この条例は公布の日から施行する。

2 甲良町行政手続条例の一部を次のように改正する。第8条 第1項中、「添付書類」の次に「その他の申請の内容」を加える。

以上でございます。よろしくお願いします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

9番西澤議員。

○西澤議員 全協において、かなりいろいろ解明をされたように思うんですけども、改めて確認とそれから質問も含めてですけども、続けてさせていただきますので。1つは上位法。最初提案のときに説明がありましたけれども、1つは上位法はどこなのか、何なのかというのを改めて説明をお願いします。

2つ目に、条例制定の事実ですね。立法で言えば立法事実、つまり今現在ある法令では不便だから、それから状況に合わないからというので、変更がされるわけですけども、この場合の条例制定の事実、つまりどんなことが不都合かということを経験した上でこれが改正されるのかと。これが2つ目です。

それから3つ目は、税等の賦課決定通知ですね。これは第4条にありますけれども、この通知をされるわけですけども、知った日、これも議論がありました。知った日というのは、開封をしてその通知を分かった日ではなくて、相手に届いた日、つまりここにある4条の3ですよ。ファイルへの記録がされたときという解釈については変わらないということでもいいんですね。

それから次には、紙ベースの情報通信も従来どおり実施されるということを改めて町民の皆さんにも周知徹底をする必要がありますので、こういう条例ができて、紙ベース以外の得意な人はどんどんインターネットやＩＣのそういうスマホで連絡を受けたりするわけですけども、申請についてもそれできると。だけれども、紙ベースは従来どおり続けられるということで徹底をする必要があると思うんですけども、その点、どう考えているのか、まとめてですけども、よろしくお願いします。

○丸山議長 企画監理課長。

○山崎企画監理課長 まず、1点目の上位法でございますが、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律でございます。

2点目の不都合の部分なんですけど、今現在ちょっと不都合というところについては感じておりませんけれども、今後実走していくときにそういうことが出てこようかとは思いますが、今現在の現時点ではちょっと感じておりません。

3点目の賦課通知、課税通知のことですが、この条例の4条に記載されておりますのが処分通知でございますが、あくまでもオンラインを活用した申請等

を行った方への処分通知のことを記載しておりますので、課税通知をこのオンラインで送付するということは、今現在は考えておりません。

最後の紙ベースのものを併用するのかというご質問だったと思いますが、もちろん紙での申請等は残しながら、オンラインを使用される方はオンラインをということで両方の併用ということになります。

以上です。

○丸山議長 9番西澤議員。

○西澤議員 2つ目のところの通知ですけれども、これは3つ目ですね。条例にありますと、2条の7、8、9、10、11ですよね。申請処分、それから縦覧、作成、手続。そのあとの申請に対して処分通知が来る。つまり、減免申請をされた。これはオンラインで減免申請をされる方も中にはいるからだと思いますけれども、その場合、オーケー、それから否決という場合も、これは電子的通知でされるということですので、先ほど尋ねたのは、そのファイルが記録をされたときというのは、本人がファイルを見られたときということではないという解釈は変わらないということで、再度お願いします。

○丸山議長 企画監理課長。

○山崎企画監理課長 第4条の第3項の部分かと思いますが、よろしいでしょうか。相手方の処分通知を受け取られる方の電子計算機、スマートフォンやパソコン等に町から送られたそのファイルが記録をされたときですので、その情報を受け取られた方が見られたかどうかというところではなく、あくまでも送達記録がされた時点ということでお願いいたします。

○丸山議長 9番西澤議員。

○西澤議員 私がこだわっているのは、だから介護保険にしろ、それから後期高齢者の決定ですね。金額決定。それから、課税通知を異議申立ての裏の面があります。その処分を知った日というのが書かれていますので、その知った日というのは、通達されたとき、つまり本人がそれを開いた日ではなくて、知った日ではなく、それを開いて分かった日ではなくて、通知された日、到達された日で、そういう解釈なんだということですかね。

○丸山議長 企画監理課長。

○西澤議員 あ、続けて。継続と。すみません。

○丸山議長 9番西澤議員。

○西澤議員 続けて聞いておくと、例えば知った日って、何で知った日というように書いてあるのかというと、海外に出張に行ったり、それから災害に遭われてその方がその通知を処分を知らなかったというケースは結構起こるんですよ。ですから、その処分通知に異議のある場合、知った日というのが書かれています。だけれども、わざと開封しらんと時効にする。5年間、税金やったら

ほっとくということは不可能なことですけれども、そうではなくてそういう事情があったときはきちんと私は知ることができひん事情だったというので、争いになったときに、知った日というのを1つの争点になるように、記載としては出ている。だけれども、行政側、つまり課税をする側から言ったら、知った日というのは、あくまで送って本人に届いたということが確認できた日ということには変わらないと。つまり、知った日の解釈はそういう解釈でいいんですよね。

○丸山議長 企画監理課長。

○山崎企画監理課長 議員のおっしゃるとおりでございます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第10 議案第32号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第32号 甲良町水道事業給水条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和7年6月9日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

建設水道課参事。

○寺居建設水道課参事 そうしましたら、議案書1枚おめくりいただきまして、甲良町水道事業給水条例の一部を改正する条例。

甲良町水道事業給水条例を改正する条例の一部を次のとおり改正する。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、町長又はその他の市町村長等が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

附則 この条例は公布の日から施行する。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第32号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって議案第32号は可決されました。

次に、日程第11 議案第33号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第33号 令和7年度甲良町一般会計補正予算(第1号)。

上記の議案を提出する。

令和7年6月9日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

総務課参事。

○村田総務課参事 それでは、予算書の裏面の方をお願いいたします。

令和7年度甲良町一般会計補正予算(第1号)でございます。

こちらにつきましては、歳入歳出それぞれに3,135万円を追加し、歳入歳出のそれぞれ43億7,467万9,000円とするものでございます。

詳細につきましては、第1表の方で説明させていただきます。また、債務負担行為の変更を行いたく、第2表 債務負担行為補正により説明をさせていただきます。

まず、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入の部でございます。款、項及び補正額を読み上げさせていただきます。

14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、補正額2,530万5,000円。

15款 県支出金、2項 県補助金18万円。3項 委託金53万5,000円。16款 財産収入、2項 財産売却収入200万円。18款 繰入金、2項 基金繰入金1,094万円。20款 諸収入、5項 雑入、761万円の減額。合計補正額3,135万円でございます。

おめくりください。歳出の部でございます。同じく款、項及び補正額を読み上げさせていただきます。2款 総務費、1項 総務管理費1,912万6,000円。4項 選挙費50万1,000円。3款 民生費、1項 社会福祉費277万4,000円。4款 衛生費、1項 保健衛生費400万円。6款 農林水産業費、1項 農業費、41万8,000円の減額。8款 土木費、4

項 住宅費 181万3,000円。9款 消防費、1項 消防費 76万1,000円。10款 教育費、1項 教育総務費 73万3,000円。2項 小学校費 170万8,000円。3項 中学校費 35万2,000円。合計補正額 3,135万円でございます。

続きまして、第2表 債務負担行為補正でございます。こちらについては、追加でございます。事項としましては、標準処理システム利用料としまして、期間は令和7年から令和12年度まで、限度額としましては5億5,970万2,000円とするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

9番西澤議員。

○西澤議員 10ページですね。全協でも質疑がありましたが、保健衛生費の予防接種、これ带状疱疹の予防接種なんですけれども、テレビで政府のこの補助ですね。国の補助制度が定期接種というように表現をされていますが、国との関係、それから定期接種ではなくて、今回町が独自に実施するののかも含めて、再度説明いただきたいというように思います。

それから2つ目は、11ページのフリースクールですね。これは3名が対象で予定をされているということですが、フリースクールの施設は町内にあるのか、ないのか。なければ、どんなところを利用するのかという点では、それぞれ個人の利用だと思いますけれども、その点はどういうふうに臨んでおられるのか。2点、よろしくお願いします。

○丸山議長 保健福祉課長。

○丸澤保健福祉課長 1つ目のご質問に答弁します。予防接種法における定期接種というものは、随時接種と定期接種の2種類があります。随時接種が直近で皆さんご承知のところはコロナが蔓延したときに、定期ではなく、随時に緊急性が高いものに対して予防接種を行うのが随時接種でございます。定期接種は一般的なものでいきますと、麻疹・風疹であったり、インフルエンザであったり、定期的に発生する予防接種で通年もしくは時期を定めて毎年実施されるもの、もしくは幼少期に実施するもの等、いろんな種類があります。

今回、带状疱疹はこの定期接種に位置づけされております。定期接種については、国は財源として交付税で対応するという制度になっています。今回、交付税措置を、実際交付税ですから、何というんでしょう。例えば、不交付団体だったら交付税が対応されないわけですよ。なので、その財源については、はっきりこれに対して幾ら入ることが計算できるものではないというのは、皆さんご承知のところと考えております。

ただし、かといって、全協でも少し申し上げましたけれども、1本ワクチン

2万1,000円程度します。これを2回、高い方ですと2回接種になりますから、1人も4万2,000円ぐらい普通に受けるとかかるんですね。このような金額でいきますと、なかなか皆さん、行こうかなと思っても、ちょっと額が額なので、ちょっと思いとどまる方もいらっしゃると思います、おおむね健康保険の3割負担程度に経費を抑えるようなところで、町から独自でお金を手当てしようということで、それを要求したものでございます。

○丸山議長 教育次長。

○福原教育次長 まず、甲良町にはフリースクールの施設はございません。県内に数十カ所あるとは聞いておりますが、数までは把握しておりません。ただ、甲良町の子が利用するとするならば、彦根市にもフリースクールがあると聞いておりますので、そちらの方を利用するのではないかなというふうに考えられます。

○丸山議長 ほかにありませんか。9番西澤議員。

○西澤議員 下の方から聞きます。フリースクールの点は、ですから利用したいということがあれば相談があれば、ここにありますよという、そういうお知らせ程度はできますということでもいいんですね。

それから、続けて聞いておきます。带状疱疹ですけれども、定期接種を2回受けるとなると4万2,000円。そのうちの交付税算入が幾らされるかについては不明だということでもいいんですかね。つまり、半額は国から交付税算入される、ないしは80%なんだということも分からないということなんですか。

○丸山議長 まず、教育次長から。すみません。

○福原教育次長 フリースクールにつきましては、県内また近隣県で、どこがしているかというのは、県の方にも問い合わせると分かります。甲良町の方でももし利用したいという児童・生徒がおられたら、お示しできると思います。

○丸山議長 保健福祉課長。

○丸澤保健福祉課長 すみません、直接はその交付税事務をこちらでちょっと取り扱ってなくて、例えば類似の例でちょっと申し上げますと、社会福祉協議会に補助金を出しているちょっと補助金があるんですけれども、これでいきますと例えば1人当たり幾ら幾らの人件費に対して交付税措置するというような基準額等は設けられているというのはあるので、一定基準額がある可能性はあるんですけれども、定期接種の基準額が設けられているかどうか、ちょっとこの場でちょっと調べておりませんので、この場でご回答することはちょっと難しいかなと思います。

○丸山議長 ほかにありませんか。西川議員。

○西川議員 3ページの債務負担行為補正ですけど、これ5カ年ということで、

年間1億1,000万円ぐらいのお金がかかるわけですが、これはずっと続いていくものなんですかね。要は、システムを利用して、もう一番心配しているのは、簡素化ができているのかどうか、職員が削減できているのかどうか、その辺がね。AIやIT、いろんなこと言われていますけど、そういうものを採用することによって金がどんどん要るような気がしているんですけど、その辺はどういうふうになっているのかということが1点と、16ページの会計年度任用職員が一番右の一番上、「選挙時パート減フルからパートへ配置換え」したということによって減額になっているんだと思うんですが、その辺がどういうことなのか詳しくということと、2段目の補正前のところの職員数300人というのは、これはどこまで含めているのかというのをちょっとお願いします。

○丸山議長 企画監理課長。

○山崎企画監理課長 まず、1点目の3ページにあります第2表 債務負担行為補正でございますが、国が推進をしておりますこの標準化に対応する5年間のシステムの利用料を計上させていただいております、議員おっしゃるとおり、このシステムを使う間はずっとこの費用というのはかかってまいります。

その減額に対する職員の考えでございますが、国が示しております20業務というのが標準化を必ずするシステムでございます、それ以外に甲良町が独自でシステムを使っているものというのがございます。こちらについて、担当課とヒヤリング等を行いまして、最終、町長判断もいただきまして、そのシステムを何とか削減、更新しないシステム、縮小するシステムというのを今洗い出しをしております、これによってその費用を削減していきたいというところで、今債務負担行為でこの額を挙げさせていただいておりますけれども、これ以上にはならず必ずこれ以下に抑えていくようにという努力をさせていただいているところです。ご理解いただきたいと思います。

○丸山議長 総務課参事。

○村田総務課参事 予算書16ページの人件費のところをご説明させていただきます。こちらにつきましては、まずここがちょっと文書の備考の欄、書き方がよく分かりづらくて申し訳なかったんですけども、1行目、選挙時パート減とさせていただいておりますのが、3月議会で特殊勤務手当の条例の方を改正の方をしていただいたと思います。今まで選挙時につきましては、職員を選挙のときのパート職員に併任をさせていただいて別計算をさせていただいていました。その関係で、数字上はパートタイムの職員として計上するという形を取らせていただいたんですけども、3月議会で、特殊勤務手当の方に切替えということでお認めいただけましたので、その関係でその部分の人数が減っていると。この比較のところで、括弧内のところが1名分数字が違うかと思うんですけども、この部分というのが、フルタイムの会計年度任用職員で予算化し

ていたものが、配置の関係でパートタイムの会計年度任用職員になりましたので、その関係でこの数字のそごが生まれているというものでございます。

以上になります。

○西川議員 300人は。

○丸山議長 総務課参事。

○村田総務課参事 先ほど言っていました、職員を選挙時にパートタイム任用職員というふうに計上しておりましたので。

○丸山議長 それではほかに。木村修議員。

○木村修議員 ちょっと私の勘違いがあったら申し訳ないんだけど、带状疱疹のことで、全協のときにもちょっと質問はさせてもらったんですが、そのときにちょっと私の頭の中に、簡単に言うたら、65歳以上なんやというふうに思ってしまったんですけど、いろいろと調べてみたところ、たしか全協なり、今、議会なり、5飛び、65歳、70歳、75歳、80歳とかいう年齢の方々への補助だというふうに理解しておりますが、そのことを課長は言っておられましたっけという質問です。

○丸山議長 保健福祉課長。

○丸澤保健福祉課長 全協の際に申し上げていたかどうかというご質問でよろしいですか。全協の際は、今、木村修議員がおっしゃったように、詳細にはちょっと説明していなかったんじゃないかなと記憶しています。

○丸山議長 よろしいですか。木村修議員。

○木村修議員 それで今分かりました。

あと、課長とお話ししたときに、7月、8月か。広報に詳しく載るということを知りましたので、そのときには、対象者は65歳、70歳、75歳というような5飛びの年齢になろうかという、そういうことは明記してあるというふうに想像するんですが、それが分かるのが、町民に対して分かるのが、例えば8月の広報やったら、8月にしか分からへんので、それまでに関心がない方と言うたら申し訳ないけど、僕らは関心があるもんやから、しつこう聞いていますけど、それまでに周知できたらなというふうに、これは要望でございます。

○丸山議長 要望ですので。

○丸澤保健福祉課長 いいですか。

○丸山議長 いける。分かる。分かるかな。保健福祉課長。

○丸澤保健福祉課長 前回全協のときに、議決を頂戴した後に直ちに通知を送るという説明はしたと思います。この通知は対象者の方にご案内させていただくという性質のものですから、基本的には対象の方には漏れなくなるので、7月前後ぐらいまでにはお手元に届くんじゃないかなと考えています。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第12 議案第34号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第34号 令和7年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)。

上記の議案を提出する。

令和7年6月9日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○丸澤保健福祉課長 ごめんなさい。1枚おめくりください。

令和7年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)。

令和7年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。

続いて、1ページをご覧ください。

第1表 債務負担行為補正。追加です。甲良町高齢者保健福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定業務について、期間を令和7年から令和8年度まで、限度額660万円をお願いするものです。

以上です。説明を終わります。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第13 議案第35号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第35号 令和7年度甲良町水道事業会計補正予算(第1号)。

上記の議案を提出する。

令和7年6月9日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

建設水道課参事。

○寺居建設水道課参事 すみません。そうしましたら、1枚おめくりいただきま

して、令和7年度甲良町水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

第1条 令和7年度甲良町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 資本的収入及び支出の補正。令和7年度水道事業会計補正予算第4条本文括弧中「不足する額9,910万円」を「不足する額1億1,060万円」に改め、「建設改良積立金4,105万9,000円」を「建設改良積立金5,255万9,000円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり改める。

支出でございます。第1款 資本的支出、第2項 建設改良費、補正予定額1,150万円でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

ここで15分間休憩します。私からの正面の時計で10時45分まで休憩します。

（午前10時25分 休憩）

（午前10時45分 再開）

○丸山議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、日程第14 一般質問を行います。

発言通告書が提出されていますので、これより許しますが、発言時間について申し上げます。諸般の都合により、本日の質問時間については、会議規則第56条第1項の規定により、1人40分以内とします。ただし、質問の途中であれば多少の延長も認めますので、質問者は時間が来れば、簡潔にまとめて質問してください。

なお、答弁する人も簡潔明瞭に答弁をお願いします。

それでは、2番木村誠治議員の一般質問を許します。

2番木村誠治議員。

○木村誠治議員 それでは、議長の許可を得ましたので、一般質問させていただきます。

まず最初に、1点目です。中学校の体育館へのエアコン設置についてです。

近年、気候変動により、夏季の高温、冬季の低温等一層厳しくなっている状況です。体育館は、授業や部活動、行事または災害時の避難所としても重要な役割を担っており、空調設備が未設置のため、利用者の健康や安全が懸念されることが考えられます。

また、子どもたちの健康と学習環境の確保ということでも、高温・低温下で

の活動には、熱中症や体調不良のリスク等が考えられ、安心して学び、活動できる環境づくりが必要であると考えます。

さらには、災害時の避難場所としての機能の強化ということも考えられます。災害発生時、体育館が避難所となる場合、空調設備があることで、避難者の健康維持や生活環境の向上に資すると考えます。

国や県の補助金、交付金等の活用事例等もニュースになっておるところでございます。

以上のことから質問させていただきます。

町といたしまして、中学校体育館へのエアコン設置を検討する考えはございますでしょうか。

それから、続けて補助金等の財源確保の見通しや今後の具体策検討方針はございますでしょうか。

以上、お願いいたします。

○丸山議長 教育次長。

○福原教育次長 教育委員会といたしましては、空調機の設置は検討しておりません。ただし、昨年9月の議会でも答弁させてもらいましたが、子どもの安心安全を考えて体育館での授業等について、常に協議はしております。

また、空調の設置というより、児童・生徒の活動に関して、暑さ指数を考慮し判断しております。

2つ目の質問です。学校体育館の空調設備に関しては、空調設備整備臨時特別交付金が創設され、補助率は2分の1での整備が可能であるということは確認しております。しかし、設置の検討をしていないことから、具体的な方針というものはありません。

以上です。

○丸山議長 木村誠治議員。

○木村誠治議員 私も、国の方、文部科学省の方ですかね。補助金の方を確認しております。能登半島地震においても、避難所に空調設備がないことが大きな問題となりました。特に、夏場の熱中症リスクや冬場の寒さ対策が十分でないことで、避難者の健康や生活環境に深刻な影響が出ています。2次災害も深刻であります。実際に、珠洲市や輪島市などでは、熱中症対策として急ピッチでエアコンの設置作業が進められ、複数の避難所でクーラーの導入が行われたのも事実であります。

文部科学省の調査によると、令和5年9月時点で全国の公立の小中学校、幼稚園などの体育館の空調設置率は18.9%で、滋賀県は9.7%です。国は、今も答弁にございましたように、今後10年、令和6年度から令和15年度までの10年間で95%に引き上げるという政府の目標が掲げられており、加速

的な整備が進められると聞いております。

財政難の本町ではありますけれども、町長の示される5つの基本方針を徹底し、5つの基本政策の1番目に、災害に強いまちづくりというのがございます。限られた財源の中で真に必要な分野に重点配分する方針を徹底し、災害時に被災者が主に生活する場となる指定避難所、西小学校、東小学校、甲良中学校等々ございますけれども、の空調設置を検討していただくようにと求める次第でございます。

それから、第2問目の方に参ります。第2番目ですね。農林水産省の「みどりの食料システム戦略」というのが2030年を目標にということで決められております。これへの町の対応について質問したいと思います。

農林水産省の方では、みどりの食料システム戦略において、2030年までに、1、化学農薬使用量、リスク換算で10%低減、それから2、化学肥料使用量の20%低減等々が目標に掲げられております。

町内におきましても、私どもも使用しておるんですけれども、水稻防除で用されるスタークル剤は、ネオニコチノイド系農薬ということで、一部には殺虫剤の一種であるネオニコチノイド系の農薬からの脱却の動きがございます。全国的にぼちぼちとそういったJAとかも出てきているように聞いております。健康や生態系への影響が懸念されるネオニコチノイド系農薬の使用減、代替策の検討が進められているというふうにも聞いております。

当初、2000年少し前ですかね。宍道湖、島根県の方で、ネオニコチノイド系農薬の使用開始と同時に、魚類のえさとなる生物が激減し、ウナギやワカサギなどの漁獲量が大きく減少したことが、研究で明らかになっております。これはネオニコチノイド系農薬が、湖の生態系に間接的な影響を与えた可能性を示す重要な事例として研究発表もされております。

以上のことから質問いたします。

1番目、町として、みどりの食料システム戦略の2030年目標にどのように取り組むか、その方針をお聞きします。

○丸山議長 産業課長。

○西村産業課長 まず、みどりの食料システム戦略では、議員おっしゃるとおり、化学肥料の使用量20%低減を掲げております。具体的な手法、方法としましては、土壌診断等やデータを活用した省力適正施肥といった肥料の効率化、スマート化の推進、家畜排せつ物等の利用拡大を推進しているということで、またするということですが、滋賀県におきましては、環境こだわり農業推進基本計画に基づきまして、オーガニック農業を環境こだわり農業の柱の一つとして、本格的に推進を図ることとしており、町としても全ての農業についてより一層の削減を進めていきたいと考えております。

○丸山議長 木村誠治議員。

○木村修議員 続きまして、後半の方のネオニコチノイド系農薬の使用量削減や有機農業の拡大に向けた具体的な施策、支援策等、検討状況をお聞きしたいと思います。

○丸山議長 産業課長。

○西村産業課長 同じく、みどりの食料システム戦略につきましては、先ほど議員の方からも説明がありましたとおり、2030年度までにリスク換算で10%低減を図るというふうにうたっております。

ネオニコチノイド系農薬は、夏場の水稻のカメムシ防除が主たる使用となっておりますが、現在のところ、具体策としては、対策としては、カメムシの被害軽減対策としては、農薬に頼らない技術ということになっておりまして、まず一番の被害に遭った米なのですが、色彩選別機の利用によって、黒くなった米を出荷前に取り除く方法、またはそれ以前に、畦畔の除草。畦畔の除草は、小まめにやることによって、カメムシの圃場への侵入を軽減するという、こういう対応を推進しているところでございます。

以上です。

○丸山議長 木村誠治議員。

○木村誠治議員 おっしゃるとおりなんです。私も、自分自身で農業をやっておりますので、色彩選別機だとか、畦畔除草だとかというのをやらざるを得ないという状況です。

滋賀県のお米、きらみずきは栽培方法に厳しい基準が設けられており、化学肥料や殺虫・殺菌剤を使用しない栽培、あるいはオーガニック栽培という有機JAS認定を受けているんですけれども、限定されています。こういった滋賀県の取組というのは本当にこの流れに沿ったものかとひとつ思います。

ただ、農薬のゼロリスクというのは、ゼロリスクだけを追求するのも、安定供給という意味では非常に問題があります。農薬が全く残留しない、リスクはゼロであるという状況を目指すということは、実際には現実的ではないということも承知しております。農薬は、農業生産性の向上や安定供給のために必要な場合があり、微量であれば人体や環境への影響は極めて小さいということで基準値も設定されていると。使用基準、使用時期、使用の量ですね。定められております。こういったことから、全部全面的に禁止するということも考えられないということですが、今後、子どもたちや町民の健康安全を守るというために、積極的な政策推進を要望します。

特に、私が何度かここで質問させていただいているように、学校給食でのきらみずきの採用推進を進めていただくよう要望いたします。

今後、国や県の動向をふまえ、柔軟かつ先進的な対応を期待するといいたしま

して、私の質問を終わります。

○丸山議長 木村誠治議員の一般質問が終わりました。

次に、6番西川議員の一般質問を許します。

6番西川議員。

○西川議員 議長の許可を得られましたので、質問させていただきます。

皆さん、よくご存じの米の価格が高止まりで困っているというところがあるわけですが、政府の方は備蓄米を放出して消費者に少しでも安くということで備蓄米の放出を小泉大臣が踏み切りました。その辺で若干の落ち着きはあるかとは思いますが、甲良町の方としては、農業生産地帯でありますので、そんなに困っておられる方はいらっしゃらないかなと思いますが、ちょっとこないだ話ししてしまして、私自身のところも、1年分の米を頼んで持っているわけです。持っていたわけですけど、都会に出ている子どもが夫婦共働きで、安売りの米なんかが買いに行けないというような形で、もう米ないわというような話で、持っていた米を半分ぐらい持ってきましたので、これから8月の初めぐらいになったらどうしたらいいものかなというような形で、今は私らは、うどんやラーメン、パンというような形で昼は過ごしているんですけど、生産者の方に聞きましても、やはり都会に出ている子どもたちに米を送ったと。だから、8月がちょっと心配やなというような声もちょっと聞くわけなんですけど、これからいろんなところで米が出てくるから心配はないのかなとは思いますが、そういうところもいろいろと考えていきますと、今の米の価格がむちゃくちゃ高いというのは現実問題でありますので、その辺のところでは甲良町の人でそんなことで、今現在、米が高くなって経済的に困っているというような人がいないかどうか、また相談があったかどうか、ちょっと聞きたいと思います。

○丸山議長 産業課長。

○西村産業課長 先ほど、西川議員がおっしゃったとおり、甲良町は各集落で農業法人、また認定農家さんがおられまして、地元の方に対する通常ベースの米の確保は既になされているんじゃないかなと。急にとか、必要になっても今はもうないというのが現実でございますが、これによってスーパーの小売価格等、非常に高い状況ではございますが、現在のところ産業課の方にそういう相談等はございません。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 ちょっと私も道の駅でちょっと調べてみたんですが、23年に5キロで2,500円。コシヒカリですけどね。24年度が3,200円だった。25年になって4,300円から4,500円で売られていたと。もうその米はもう今ないという状態で、話しておられました。

この間、あいとうマーガレットに行きましたら4,350円、JAの「あい

とう米」という形で出ていましたけど、まだたくさん積んでいましたけどね。そんな形で、消費者のところへは届きつつあるんだなと思うんですが、この高い米は何とかしてもらわな困るなというふうに思います。

あと、町内の小売業者、小売米は潤沢にあるのかということでございますが、甲良町の米穀店なんかには、あるのか、ないのか、その辺ちょっとお伺いします。

○丸山議長 産業課長。

○西村産業課長 特に、甲良町の東西こども園の方が町内の米穀店からお米を仕入れているということなので、保育園の方に確認を取りましたが、確かに値段は1年前の2倍以上になっていると。これからもどうか分からないというところですが、在庫がないということは聞いてないということなので、不足はしてないんだろうなというふうに思っております。ごめんなさい。もう一回。すみません。

○丸山議長 はい。

○西村産業課長 また、議員おっしゃったとおり、道の駅の話でございますが、当せせらぎの里こうらでは、今現在、1軒の方が、1日5袋5キロ、それを持ってこられると。置いたらすぐなくなるという状況で、道の駅にも全然米が集まっていないという状況でございます。

以上です。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 業務スーパーはあるんですかね。

○丸山議長 産業課長。

○西村産業課長 業務スーパーは米を売っています。世間並みの価格です。

○西川議員 潤沢にあるということですか。

○西村産業課長 はい、並んでいます。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 それでは、3番目の方へ行きたいと思います。3番目の昨年度の町内の生産量は例年と比較して何か変化があったのか、ちょっとお聞きします。

○丸山議長 産業課長。

○西村産業課長 世間で言われる作況指数、作況状況は100ということで、前年並みという報道がされておりますが、実際のところ、農協等に聞いていますと、やっぱり猛暑等が原因で数量は減っているということを聞いております。

また、甲良町の主食用米の作付面積なんですけど、令和6年度が約348ヘクタールということで、推計による生産量につきましては184万トン、その前の年、令和5年度の作付面積は336平方ヘクタールですので、若干増えて、生産量は178万トンということで、令和6年と令和5年と比較しましたら、

作付面積の方が12ヘクタール増えて、生産量の推計も6万トン増えております。ちなみに令和7年度ですが、今年度これから今作付け終わったところでございしますが、面積につきましては359ヘクタール、推計の生産量は190万トンというふうに見込んでおります。

以上です。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 J Aの発表とか、作況指数が100やったとかいうのは、どうも生産者の方に聞いていると、うそなようで、実際はもう地球温暖化の影響で収穫量が大きく減ったと。いつもなら8俵取れるところが7俵だったとか、それとか乳白するというんですかね。それとか、胴割れで品質が落ちたということで、その辺が皆さんとしては、生産者としては、困っているところなんです。今年もそれで温暖化が進んで温度が上がれば、受粉のときに温度が上がると何か難しいらしいですね。受粉が。それで、その辺で生産が落ちるというようなことを心配されていましたが、その辺が今後の課題かなとは思っているんですが、これでもしこれ大きく減少した場合は、国は補填したりなんかするんですかね。

○丸山議長 産業課長。

○西村産業課長 通常の数減少、所得補償というのは収入保険等で対応されますが、今この災害時とかそういうのはちょっと今私は把握しておりません。通常の減収です。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 今回の米騒動の中で、4番目の米農家は今回、価格が上がっても何ら潤いがないというふうに言い切っているかと思うんですが、甲良町の場合は。流通段階でどこが利益を得ているのかということなんですが、報道で皆さんもよくご存じだと思うんですけど、こんな上がっていつているのは、青田買いで卸売業者が直接生産者のところへ買いに行っている。J Aが当てにしていた米が入ってこないというところで、価格がJ Aの購入価格が安いわけ。その辺で、青田買いの方はその1.5倍なり、あるいは2倍もつけているところもあるみたいなんです、その辺でこういう価格高騰になっているというようなことがあるんですけど、私、それだけじゃないなとは思っているんですけど、その辺は課長としてどのように考えておられますか。

○丸山議長 産業課長。

○西村産業課長 これにつきましては、連日テレビニュース等で報道されています。先日でしたか、小泉大臣の方が流通卸というところが複雑怪奇やということで、それも含めて検証していくということをおっしゃっております。

先ほど西川議員おっしゃったとおり、生産者につきましては、農協出荷する場合、大体1俵が2万1,000円ぐらい、ちょっと値上がって令和6年産は

上がりまして、環境こだわりでそれぐらいでした。ちょっと飛ばして飛ばしてスーパーで見ると、それが1俵5万円、6万円になっていると。その間で、まず農協さんが集荷業者でございますね、まず集荷する。その次に、流通卸の方に回って、スーパーに回るといことなんですが、そこの間に長い、ちょっとテレビ報道で申し訳ないんですが、一次流通、二次、一次卸、二次卸、三次卸があるようにおっしゃっておられたので、そういうのもあるかもしれません。ちょっと具体的にちょっと私の口からは申しませんが、今言えることは、生産者さんが1俵2万円で出荷したお米が、スーパーの方では5万円、6万円になっているというような現状です。

また、令和7年産につきましては、農協さんも、また西川議員がおっしゃったとおり、昨年もお米が全然集まらなかったと。契約栽培にもかかわらず、7割8割程度しか東びわこ農協の方は集まらなかったというところもありました。令和7年産も、また同じような状況になるかもしれませんが、そういう対策も今取っておられるところではございますが、単価設定されたところで、ほかの業者さんは、農協さんより少しでも高く買うよという話で交渉されると思いますので、ちょっと今はもうちょっと見守る感じで考えております。

以上です。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 課長が言われている報道によるところでしか我々は知ることができないわけですけど、その辺をやっぱり突っ込んでいかないかんのやと思うんですけど、ちょっと話を変えますと、建設業界でしたら、こんな価格調整されたら公正取引委員会が引っ張って飛んでやりましたよね。やられますよね。そういうところで、やっぱりこれは公正取引委員会の対象にならんのかなというふうにちょっと思うんですが、いかがでしょう。

○丸山議長 産業課長。

○西村産業課長 お米は元々国が買い取ってさばいてたのが、農協に替わりました。それから米の自由化になって、誰でも取引ができるという状況なので、そこから考えると大丈夫なのかなと。ただ、これからこんな状況になってしまったので、これから国が何か方針を考えるかもしれませんが、今はちょっと分かりません。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 大手卸売業者が、直接買いを青田買いして、価格をオープンにしているなら致し方ないでしょうけど、内緒で買っていた場合だったらその辺は公取対象になるんじゃないかなと私は思うんですけどね。もう、我々建設業界から卒業してきた人間からいうと、そういう対象になるんじゃないかなというふうにも思わんでもないです。その辺、分からんから、あまりなことを言っても

いかなのですけど、やっぱりその辺も、国の機関ですから、そういうのは動いてもらおうと安くなっていくんじゃないかなというふうに思います。

次に、5番目の、今年度来年度以降の米の買取り価格の上昇が見込まれるなど、どのように指導していくかということでございますが、その辺、行政としてはどのような介入をされているのかということをお聞かせください。

○丸山議長 産業課長。

○西村産業課長 連日いろんな報道がなされているのであれなんですが、国の動向にもよるんですが、生産者の皆様には、価格上昇に過度に依存することなく、中長期的な経営視点に立った安定的な生産体制の維持を呼びかけてまいります。

また、価格が上昇する局面においてこそ、品質向上、ブランド化といった付加価値の創出に向けた取組を積極的に支援指導してまいりたいと考えております。

併せて、農業経営相談、また収益性の高い作物との組合せなど、農業の多角経営戦略の構築について、農協や関連機関との連携をしながら助言していきたいと考えております。

以上です。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 そこで、甲良町の場合に、生産者は主要産業なんですよね。米の生産が。甲良町の一番の生産、主要産業なんでね。その辺、農業者が、もうかる、もうかったという実感があるような生産をしていく方向へ向けていかないと、持続可能な農業政策というのができていかない。もう、この先、後でも言おうと思っていたんですが、10年先を見越した場合に、もう誰が作るのという話まで出てくる可能性もある。やっぱり、もう今からもうかる体制をつくっていかないことには駄目なんじゃないかなというふうに思います。

先ほど、課長は、ちょっと生産面積を増やしたということをおっしゃいましたが、それはやっぱり産業課が入って、農業再生協議会とか何かそういうところで決められているということですか。

○丸山議長 産業課長。

○西村産業課長 おっしゃるとおり、滋賀県の農業再生協議会が各市町の農業再生協議会に対して、生産目安というのを毎年示されます。これが前に言う減反政策が、平成30年、国はもうやってないよということで国は言いましたが、その後滋賀県におきましては、そうかといって減反なくすという極端なことはできないので、今度は目標じゃなくて目安を示そうということで、従来どおり毎年再生協議会の方で数値の方を示させていただいております。

以上です。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 課長が今言ったとおりだと思うんですが、これは西日本は国の政策にある程度のつつていると。東日本はもう全然言うこと聞かずに全部米作、稲作をやっているというような形になっていて、ちょっとアンバランスなんですわということも聞いたんですけど、やっぱりこの辺は、甲良町としても何がもうかるのか。残った面積、総面積というのはどれだけあるんですかね。

○丸山議長 産業課長。

○西村産業課長 農地は約600ヘクタールです。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 ということは、残りは米なり大豆なりを作っていると。

○西村産業課長 麦、大豆。

○西川議員 麦、大豆を作っているということになるわけですね。その辺でそれがもうかっているならいいんですけど、そういう形で。その辺の単価とか、いわゆる農家さんが本当に潤っているのかなというのがちょっと心配なところがありますので、その辺をいろんなことを調べていかないかんと違うかなというようにも思います。

次に、5番目のところは今言ったんやな。6番目で、生産者の販売価格を高くすれば消費者の米離れが進むのではと心配されているがどうかということなんですが、先ほど来からのお答えがそのとおりだと思いますので、そこは答えは結構なんですけど、1つの問題で、今、甲良町の今この横の道路のところなんか青地でなっていて白地にはならないような形で、どうしても田んぼが、美しい田んぼだから守るというような形で農水省の方は県は判断していてやっているわけですけど、あくまで米を作れということを言っている以上は、やっぱり生産者が潤う体制をつくらないかんということをもっと強く国になり県に要望していかないかんと思うんですが、いかがでしょう。議長。

○丸山議長 産業課長。

○西村産業課長 西川議員のおっしゃるとおりで、農地を守るという大前提がございます。簡単には転用させないというふうにする、してきた割には、米が安くて、農家が苦しんでいるという、そういう現象なので、今回、米騒動というこれが生産者には直接あれなんですけど、これを契機に大臣もいろいろ検証していくという中で、何が適正価格なのかというところをいろいろ追求されるということもありますし、もう令和7年産の米価はまたさらに生産者への買い取る価格は上がると聞いておりますので、いつとき米が安い、減反して麦、大豆を作ると国から補助金をもらう。決算状況は、米で大赤字。麦、大豆でプラスになって、差引き若干の赤字か、とんとんかというような状況になっているという経営状況も聞いておりますので、これを契機に生産者米価の上昇を訴えてい

きたいと思います。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 その辺は大いに考えていただかないかんですけれどね。1つに、甲良町の場合にとって、税収アップも考えておかないかんわけですよ。やっぱり、米を高く売れば利益が出れば税金も払ってもらえるわけでしょうから、その辺のところで、どういう方策を考えるかということで、こんなことができるのかどうかですけど、二毛作とかね。もうそういうところをやっておられるところも出てきているんですけど、甲良町の場合にはそういうことができるのか、できないのか、考えられたことはありますか。

○丸山議長 産業課長。

○西村産業課長 ちょっと回答になるかあれですが、今お米が高いから面積増やしたらもっと利益が出るでということを私も単純に考えていたんですが、実際に農業法人さん、認定さんのしゃべると、そんな米を作るという大変なことやと、管理が。この点、麦、大豆は、ある意味世話がかからないから、いっぱい作ったらもうかるでと言われようが、そんなつもりはないと。今までどおり、面積55%米を作って、45%減反するという大体これでやるというような、聞いています。どこも増やしてどうのこうのというのはちょっと甲良町では聞いていないですね。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 国の施策に乗っていて、自給率アップと食料自給率アップということを行っているわけですから、その辺が今30何%ですかね。そういうところがあるんですけど、トランプは米を買えというようなことも言っていますし、そういうところでそちらの方へなびかれると、もう百姓は潰れてしまうと私は思います。その辺を何とか防ぐためにも、青地の問題を大きく取り上げて、農水省にね。特別なお金を出させてもらう。特別交付金をもらうとかいうようなことも考えていかないかんのと違うかなというふうに思いますが、どうでしょう。

○丸山議長 産業課長。

○西村産業課長 現状はお米については補助金は一切ありません。麦、大豆はありますが、お米はない。ない、で実際赤字経営と。これやっぱり米の値段が生産者の価格が上がっていくしか方法がないので、やっぱり今これを契機に、まずは米価。補助金、やっぱり、やる気の話で、補助金をもらって経営しているから生産意欲が湧くかという、そうじゃなくてやっぱり買取り価格、売れる米、価格、それが上昇することによって当然生産意欲も湧いてくると思いますので、まず価格上昇の方を訴えていきたいなと思います。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 先ほど、課長は、J Aの買取り価格、あまり言われなかったんですが、私の聞いているところでは、複数年契約で1年目は2万5,000円、2年目、3年目は2万円にするというような形で、今J Aさんは考えておられるようなんですが、その辺が本当かどうか私も分かりませんが、その辺を課長は承知しているのかどうか、お聞かせください。

○丸山議長 産業課長。

○西村産業課長 農協へのお米が集まらないという対策として、複数年契約というのは聞いております。ちょっと私は、2年、3年の2万5,000円が最低というふうに、そういうふうに聞いていたんですが、ちょっと今、西川議員がおっしゃったのとちょっと違うので、今ちょっとまた確認しておきますが、複数年契約を交わすことによって安定した数量を確保するという、そういう狙いを持っているのは聞いております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 生産者が納得いけばいいかなと思うんですが、複数年契約というのはまた保護に持っていけるだろうというふうにも思いますので、その辺は推移を見守っていききたいなというふうに思います。

米の最後ですが、国・県からの通達、指導はあるのかというところをお聞かせください。

○丸山議長 産業課長。

○西村産業課長 米の価格そのものについて、国や県からの具体的な通達指導がなされていることはありません。現在の米の流通は市場原理に基づく民間取引が中心となっておりまして、価格は需給バランスや品質、流通コストなどにより決定されております。

ただし、県から生産の目安は示されて、先ほど申し上げました目安は示されておりますので、それをふまえて、集落へ生産目安を示させていただいているところでございます。

また、農業を成長産業としていくためには、現場の声を政策に反映させていくことが重要と考えております。町としましても、担い手の確保やスマート農業導入への支援、地域特性を生かした効果価値品目の振興等を検討しております。また、これからの施策は各種協議会や農政懇談の場などを通じて、国・県にも訴えていきたいと考えております。

以上です。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 生産者の方、甲良町の方の指導も、大規模化、集約化、集落営農化を進めておられて、それなりに機能はしてあるんですが、生産者の高齢化が進んでいって、10年後を見渡したときに想像したときに、耕作はどうなるのか

ということが一番心配なわけなので、魅力ある甲良町農業というものをつくらないかんと思うんですが、その辺、課長として農家さんと相談してもらって、どういうふうにしてほしいということを国や県に大きくぶち上げたらどうかなというふうに思います。その辺、町長と相談してもらって検討してほしいなと思います。その辺で、今の生産者の方はもう農業は子どもに継がせないというのが本音だと思います。その辺のところをどういうふうに変え、改正していくかということをつくっていかないかんと思います。いろんな方、株式会社化したらどうやと言ったって、今の米の価格は5万円になって、どうかというぐらいなことですので、やっぱりその辺は株式会社では難しいだろうということです。

これは1つのちょっと変な話ですが、もう農業者がいなくなってきたら公務員化したらどうやと、生産者をね。そういうことを考えていかないかんのと違うかなというようなことも思うんですが、課長、どう思いますか。

○丸山議長 産業課長。

○西村産業課長 すみません、極端なちょっと例を挙げていただいて。いや、ちょっとこれに対するちょっと回答は用意していないので、まずアンケート調査を5年前に、これから集落営農どうしていくんだということで、5年前にしました。そのときにも、あと5年、10年もたないと回答された方が何割かおられました。ちょっとその後、いろんな検討会等もなされておりましたが、また令和7年度、今年度にまた滋賀県、またそれから湖東地域農業センターの方でまたアンケート調査の方を実施してまいりたいと考えております。

基本的には農業者がいなくなったらといいますか、自分ところの集落ができなかったら、甲良町の人、やっぱり自分の集落を大事にして、それをよその集落の人にとというのはなかなか難しいかもしれませんが、基本的には周りの集落にお願いします。また、それが受けられなかったら町外の集落にお願いするとか、そういうような形でしか、悪い方向での考えですけど、あとそれと情報としましては、現在農協さんの子会社でありますアグリサービスが耕作できない農地の方を引き受けて農業されているということで、現在150ヘクタールの農地をその子会社で引き受けて耕作されているということなので、これは最終のとりでかなというふうには私は考えておりますが、魅力ある農業、経営継続をどうしていくかというのは、また今後とも検討課題として考えていきたいと思いますが、農協さんにはその子会社もっと規模をでかくしてくれというふうには、日々申し上げております。

以上です。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 農協の子会社さんが利潤を出して採算が取れて発展していければ

いいんですけど、なかなか難しい話やなとそれとも思います。私は。ところで、その辺を町長にちょっと聞いてみたいんですが、甲良町はもうどうしても先ほどこから言っている主要産業が農業ですよね。やっぱりその辺をどういうふうにしたらいいのかということ、県や国からの指導を仰いでいただきたいなと思います。私は。その辺、どうでしょう。

○丸山議長 町長。

○寺本町長 議員のおっしゃることはよく分かってはいるんですけど、私ももともと公約の中にも何とか農業をしていきたいということは申しておりますので、何なりか国への要望・要求の中に、今後、道路だけじゃなくてそちら方面も力を入れていきたいなと思っています。

本来、私の考え方から言ったら、農業の方にお叱りを受けるかもしれませんが、世の中社会はどこまでもいっても自由競争なんですわね。それは間違いないと思います。その中で、やっぱりやれる人がやる。その体制を一つにして、大きくしてやっていく。そういう時代じゃないかなと私は思っています。ただ、これはあくまで個人的な考えです。そういうことで、上にはそれなりに申していきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○西川議員 お願いします。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 どうしても甲良町の場合は、主要産業が農業やということが基本になりますので、もうこの人たちがやめて皆、家に引っ込んでしまったら、もう保障する社会保障の方が何ぼでも金が要るようになってきますので、その辺のことまでやっぱりふまえた中で考えていかないといかんというふうに思います。その辺、よろしくお願いいたします。課長にもよろしくお願いいたします。

あと、次に、じゃ次行きます。トランプ関税について、この辺であまり関係ないかなというふうには思うんですが、日本も振り回されていますし、世界も振り回されているというところで、本当なのかどうかというのもまだ定かではないところもあるんですが、それにしても輸出の企業なんかは大変困っておられるというふうに思います。これが本当になれば商売にならないわけですから、その辺をアメリカが日本の輸出のやっぱり最大輸出国ですから、その辺を関連している業者が甲良町にも何社かあるかというふうにも思いますが、今この1番のところの何社ぐらいあるんでしょうかね。

○丸山議長 産業課長。

○西村産業課長 ちょっと輸出先はちょっと不明なんですが、7社程度と聞いております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員　そこのところが、何か相談とか訪問して聞いたとかいうのはありますか。

○丸山議長　産業課長。

○西村産業課長　商工会、役場、産業課等にはそういう相談等はありません。こちらからちょっと役場の方で訪問したということはしておりません。また、県の方に確認しましたが、県内に16カ所の相談窓口は設置、既にされております。ちょっと古いんですが、5月12日現在で相談件数は12件あったと聞いておりますが、甲良町の事業所はないということでした。

○丸山議長　西川議員。

○西川議員　私が一番心配していたのは、本社機能のある古河ASさんね。あの辺がどうかなという心配はちょっとしていたんですが、今相談がないということのようですから、当分は静観しないといけなかなというふうに思います。

それと、3番目の食料輸入は、自給率をアップするために、米だけは阻止せなあかんやろうというふうに思うんですが、小泉大臣は輸入をちらつかせていますけど、その辺がどのように考えられますかね。産業課長さん。

○丸山議長　産業課長。

○西村産業課長　考えですか。ちょっとこういう質問に対して答えはなかなか言いにくいんですが、輸入に過度に依存しない強靱な国内農業の構築が重要だと考えております。地元農業の振興担い手、学校給食等で、地域から地産地消を1つずつ進めていくことが大事だと考えております。阻止するというのはちょっとそういう答弁は控えさせていただきますが、これも昨日、輸入の方を、輸入米の方を考えていくというような発言もされたとは思いますが、あくまでも私的には緊急事態やからそういう発言も出るのかなというふうに考えております。

以上です。

○丸山議長　西川議員。

○西川議員　これがどんどんともう進んでいってこっちの方がええわというようなことになってくると農業が潰れるということにもなりかねませんので、その辺は歯止めはどこかでかけないかんのやろうなというふうに思いますので、よろしく願いしておきます。

次、行きます。ごみ焼却場について。今度、彦根市長が替わられてトンネルコンポスト方式を見直すと、やめるということを宣言されたと思いますが、うちの町としては、どのような施設を計画していくのかということ、住民人権課長、お聞かせください。

○丸山議長　住民人権課長。

○宮川住民人権課長　田島新市長のトンネルコンポスト方式を見直したいとい

う発言は、彦根市長としての発言であると認識しております。当町としましては、1市4町の広域行政組合において、この新市長の考えをふまえ、改めて今後の方針が議論されるものと考えております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 見直されたときに、議論で見直そうということになったときは、甲良町は今から考えている案は何かありますか。今までの現状の案が、トンネルコンポスト以前の話がいいと思われているのかどうか。

○丸山議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 トンネルコンポスト方式を話されていた時点で、管理者会の中ではやはり予算の面が重視されて、甲良町としては、そこら辺を重点してお話ししておりましたので、方式というよりまずは財政面を考えまして、今後どのような方式というのを広域で考えていくべきだと思っております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 それで、その以前に、和田市長になる以前に考えていたことがありますよね。その辺は焼却方式だったと思うんですが、そのような形で今後も町としては考えるのかどうか。もう新たな面で考えていくのかどうか。

○丸山議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 その焼却方式も1つの案として考えるべきだと思っておりますが、突発的といいますか、特異的なものは今現在考えておりません。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 今後のことだと思いますが、設置場所のことですが、西清崎が白紙に戻したということなんですけど、甲良町としては、それ以外の適当な候補地を考えておられますか。

○丸山議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 現時点では考えておりません。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 ということは、西清崎だということですか。

○丸山議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 トンネルコンポスト方式のごみ処理施設の建設候補地については、改めて公募が行われる方針であり、現時点で有力な候補地があるものではないと聞いておりますが、甲良町といたしましても、先ほど申し上げましたように、どのような施設を考えているかというところで、候補地を今後考えていくというようなことになると思います。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 西清崎の土地が白紙に戻った要因は、何やったんですか。

○丸山議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 西清崎は焼却方式を前提とした建設候補地である上、必要面積が不足することもあり、トンネルコンポスト方式の採用に当たり、改めて建設候補地を公募する方針であると聞き及んでおります。

○丸山議長 西川委員。

○西川議員 その以前の話では、そっちの方で話がどんどん進んどったんやけど、焼却方式で。その辺で、西清崎がなぜ駄目になったのかと。トンネルコンポストだけでは面積が足らんとかどうのこうのいう話は聞きましたけど、それ以外に何か理由があるのかどうか。

○丸山議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 理由といたしましては、行政組合の議会の中で、トンネルコンポスト方式の方向性を議論されておりましたし、また管理者会といいまして、町長、担当課長が寄る会議の中におきましても、トンネルコンポスト方式を進めていくというお話がありましたので、そちらの方を進めていくということになったわけですので、ただ進めていくというだけですので、ただトンネルコンポスト方式が決まって次の候補地を探しに行っているというわけではございませんので、今のところ西清崎の土地がどのような状況で動いているのかというのは、今現在私の方では把握はしておりません。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 清崎の土地が駄目になった理由の一つとして、橋がようけ要る。それと堤防強化の話があるから費用がかかるということでどうなんかというようなことを聞いたんですが、その辺、町長は何か聞かれていますか。

○丸山議長 町長。

○寺本町長 私が就任したときからはもうトンネルコンポストという方式で動くということを言ってはりましたわね。それと、そのときに私は前回もいつの議会だったかちょっと忘れましたが、予算の関係上、2分の1の補助がなかったら私は戻すという話で言っております。

もう、続けてしゃべってしまいますと、今回、管理者会、初めての管理者会として管理者を誰にするかということで、彦根市長に決まったわけです。その段階の話だけであって、それ以上の前も後ろも今のところありません。

それで、それと1つは2分の1という話は消えたという話ですから、トンネルコンポストは私自身はひとまずは反対という。今後の方針はまだ何も決めておりませんし、問題は、私の方は、一番はお金を一番心配しております。それだけです。

以上です。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 分かりました。今、新市長になって、全部が白紙やと。これから出

発ということだというふうに理解をします。

それでは、次4番目の交通安全問題についてというところで、1番目の北落呉竹線の町道箇所白色の破線のセンターラインがほぼ消えて分かりづらい。また、路側帯の方の白線がないところもあるわけですが、これはここだけに限らず、町道の池寺下之郷線も白線が消えたところがちょっとあるわけですが、やっぱり事故が起こったときにやっぱりこの辺が問題になったときには、町としてもいろいろと質問されて困る状態にならへんかなというふうにも心配しますが、この辺どのようにしてもらえるか。白線を引いていただきたいと。それと、夜間の走行時、雨が降ったとき、大型自動車なんか来ると、もうまぶしいて、もうその辺が分からんようになってくると。それとか、白線を踏み外せば、今、最近はずブッと知らせてくれる自動車もあるわけですが、その辺のところでやっぱり白線はやっぱりいつも分かるようにしとかないかんやろうと。そのための白線だと思いますので、その辺を予算がどうなっているのか、その辺はちょっと分かりませんが、その辺を道路標示をしていただきたいと要望したいんですが、いかがでしょうか。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 すみません、大変ご迷惑をおかけしております。北落呉竹線におきましては、非常に路面状況が悪うございまして、現在、社会資本整備費補助金、国の補助金を頂きまして、舗装修繕を実施しております。舗装修繕の完了区間については、逐次ラインの引き直しを実施しておるわけなんですけれども、全区間を実施するにはあと数年かかる見込みでございまして、危険性の高いそういった場所、交差点とか、国道付近とかそういったものについては、その補助以外で町単独の経費でラインの引き直しを実施しているところでございます。あと、全線の引き直しにつきましては、財源確保の状況、もうしばらく数年かかるということでご理解をいただきたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 予算の都合上ということと言われると、我々もきつく言えないわけですが、事故が起こらないことを願うということしかないんですけど、やっぱりその辺は適宜適切に処置していただきたいというのが要望です。

次に、自転車の交通ルールが改正になり、罰則強化が来年度から来年の4月から実施されて、青切符制度が導入されるということを聞いておりますが、罰金もちょっと安い罰金じゃのうて、結構高いものを取られるということです。その辺の周知徹底のことについて、警察署や交通安全協会からは、何らかの指導があるのか、聞いているのか、お聞かせください。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 議員ご承知のとおり、道路改正法がありまして、2026年令和8年4月1日から施行されるというものでございます。今現在のところ、うちですと彦根署になるんですが、彦根署なりからこういうことでどうやとかいような情報は特に入っていないというところでございますが、手元に夏の県民安全運動とか、これ各字に回覧ではございますが、一部ちょっと載っているような程度でございまして、また情報が入り次第、分かるような形では広報等をしていきたいと考えておるというところでございます。

以上です。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 歩道を自転車が走るというところで、そういう交通標識が全部に見えるところにつけてあるのかどうか。その辺ちょっと、お聞かせください。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 一部歩道については、自転車及び歩行者専用、いわゆる自転車と歩行者が一緒に行けるというところではあるというところは事実でございます。ここでいきますと、県道、隣の歩道なりにはついていてというところがございます。これはどこが設置するかといいますと、警察の方が、公安委員会の方が設置するというものでございまして、今私どもが把握しておりますのは、一部の歩道については、そのような措置がされているというところがございます。

以上です。

○丸山議長 西川委員長。

○西川議員 シルバーカーの交通ルールというのはあるのかどうか。あくまで歩行者と一緒にという形なのか。その辺。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 シニアカーにつきましては、道路交通法第2条、第1項、第11号の3というところで、歩行者ということで定められているという法律がございまして、もちろん免許は不要でありまして、交通ルールにつきましては、歩行者用の信号、横断歩道を渡ってもらうでありますとか、歩行者と一緒に交通ルールということになります。

以上です。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 先日、総務課長の方から頼まれて老人会でシルバーカーの講習会をやったんですけど、重量も結構100キロ近くあるんですね。それと、スピードも思ったより早く走るというふうなことを思いました。その辺で、なかなか危ないなというふうにもちよっと思えます。その辺、何かぐっと踏み込んでいったら、人をひいていったら、結構な気がする。100キロあるということ

ですからね。その辺のことも考え合わせると、今後そういう交通ルールも要るん違うかなと。自動運転で行くわけですからね。その辺が、ちょっと気いつけとかなあかなというふうに思うんですが。

それともう一つは、自転車と歩行者の専用道路みたいなものを今後造っていかなあかの違うかと。大きな幅があればいいんですけど、ここのようにね。幅があればいいんですけど、それ以外の旧道だとか、字内のところなんかでも、結構広い道がありますけど、その辺で事故が起こったら一番困るわけですから、その辺、これから国が考えることかもわかりませんが、自転車道の必要性というのが出てくるん違うかなというふうに思います。その辺とシルバーカーのことも、交通安全協会か何かの会議のときには、どうなんやという、交通ルールが要るの違うかと、もっと厳しいということを要求していかないかんのと違うかなというふうにも思うんですが、いかがでしょう。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 自転車通行専用道路につきましては、基本的に国も、歩行者と自転車を分ける方向で進んでおると聞いております。特に、自転車によって歩行者に当たってというようなことも、死亡事故もあったというふうに聞いておりますので、国の方向については、分けていくということで聞いております。シニアカーにつきましては、お体の不自由な方もおられますので、一定整理をしていくというところになろうかなと思います。

以上です。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 自転車は車道を走れということですので、大きな道路はいいと思うんですが、旧県道だとか、字内の道路なんかではやっぱり自動車が戸惑っているときもありますし、自転車が横着な運転をしているときもありますし、操作しているときもあるということで、結構危ないので、これは徹底した指導をしていかなあかのと違うかなというふうに思いますし、ヘルメットの着用ということが義務づけられてくると思うんですが、これは学生さんには皆持ってもらっているわけですが、一般の人をどうしていくのかというようなことも考えなあかのちやうかなというふうに思います。独自のヘルメットを考えているとか何かありますか。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 特に何もこのヘルメットについては、何も考えておりませんが、死亡事故等については、頭によって致命的にということが統計でも出ておりますので、そのあたりはしっかりと警察と連携しまして取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○西川議員　ひとつお願いしておきます。

○丸山議長　西川委員。

○西川議員　3番目の役場の交差点改良工事が休止というふうなことを聞いているわけですが、今後どのように対処していくのか。毎日見えていても、北から南へ向かうときに、やっぱりうろついている人もおるし、その辺のところを今後どうしていくのかということで、この休止をどのように再開させるのか、その辺をお聞かせください。

○丸山議長　建設水道課長。

○村岸建設水道課長　役場隣、交差点改良につきましては、滋賀県の事業ということで、県におきましても、道路整備計画となりますアクションプログラムと言われる2023に位置づけをされておられます。そういった重要な路線でございますので、現在改良工事については、用地確保が困難な状況であるため、凍結という形で湖東土木より報告を受けております。町といたしましても、事業が再開されるのを待つだけではなく、短期間だけでありましても、危険性が低下するように交差点改良、または交通安全施設をつけていただくような形で、県に要望しているところでございます。

○丸山議長　西川議員。

○西川議員　諸般の事情がいろいろあるのは分かるんですけど、そもそもこの交差点改良を県に予算をつけていただいた経緯というのは、どのようなことなんでしょう。

○丸山議長　建設水道課長。

○村岸建設水道課長　基本的に、交差点の改良につきましては、右折だまりを設置していくと、渋滞緩和のためにということで、地域の要望、町の方の要望と県の方と相談をしまして、協議の上、成り立ったと聞いております。

○丸山議長　西川議員。

○西川議員　あと、西澤議員も質問されるようですから、あんまり突っ込んではいませんが、地域の協力性というんですかね、その辺が地域が承知していたのかどうかという問題なんですね。その辺が、地域の方から上がってきた要望なのか、町がこういうふうにしようとしたのか、そこら辺は分かりますか。

○丸山議長　建設水道課長。

○村岸建設水道課長　すみません、私が聞いておるところによりますと、今現在から地域要望ではないと、地元法養寺からは。そういったお話で聞いております。町の要望としまして、交差点改良、東西南北について、事業を県の方と協議をしていったというような経過であるという形で認識をしております。

○丸山議長　西川議員。

○西川議員　その辺、またよろしくお願いしておきます。再開ができるように。

次に、4番目、最後ですが、県道・町道の凸凹等があちこちにあると。この辺が何か所かあるんですけど、早期の改良改修を求めたいというふうに思います。

それで、どのような状態になったら、舗装改修にやっていくのかとかいう判定基準とかその辺は何かあるんですか。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 道路の凹凸につきましては、毎月の道路パトロールというのを実施しております。そういったものを始めまして、皆様の方から穴があいているよと、そういった町民の皆様のご連絡をいただき、修理対応しているというのが現状でございます。

全てを一度に修理ができるとよいのですが、やはり危険性の高い箇所から財源の関係上取り組んでいるという状況でございます。

修繕の基準につきましては、道路法関連の法律政令等での点検の期間や技術的な基準がございます。そういった中で、直近では舗装の路面状況調査というものを実施させていただいて、令和5年度末になるのですが、個別の施設整備計画を策定いたしまして、修繕を実施しているところでございます。具体的には、本日お配りさせていただきました甲良町の地図がございすけれども、こちらの方が令和5年度末に点検をさせていただきまして、青以外の、黒が黒色が県道でございます。青色が町道なんですけれども、町道でも青以外の赤とか、オレンジ、黄色がついているところが、状況調査で悪いということで、そちらの方を優先的に取りかかって修繕をしていくというような計画を立てさせていただいているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

○丸山議長 西川委員。

○西川議員 ちょっと、もうちょっと見づらいんですけど、じっくり見んとなかなか分からんかなというふうに思いますが。1つ、昔、井戸が掘ってあってね。それで、もう何回補修してもへこんでいく。この辺の補修を端的なアスファルトをポンと持ってきて置くんじゃなくして、やっぱり何か注入して固定化してもう下がらない。5、6メートルか何メートルか分かりませんが、固定化してももう下がらない方向を考えていかないと、ダーッと走ってきたときにガタンと落ちるんですよ。もう1年もたないと思うな。あれ、へこんでいくのは、井戸のところは。そういうふうなところもあるので、注入して、地盤を固めるというようなことをやっぱりやっていかないと、やり替えるだけでは同じことやなというふうに思いますが、その辺を検討していただけないですか。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 道路の陥没の原因につきましては、様々な原因がございま

す。そういった中で、今おっしゃっていただいている、元が井戸やったということで、下に水が流れて落ちていくというようなお話とかもあると思うんですけども、やはりそれは現場それぞれの対応になりますので、やはり掘ってみて、掘ったときに判断をさせていただいて対応させていただくという形になると思いますので、そういった情報がありましたら、工事前に教えていただけると幸いです。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 それと、もう1カ所、路面が、2車線道路の1車線側で半分ぐらいから斜めでずっと落ち込んでいるんですよね。名神の側道のところで、金屋橋の名神の金屋のところからずっと池寺へ向いていくところで、ツジさんとこの家の横なんですけどね。あそこで大型がバーッと擦れ違ったときに、ガードレールに当たりよる危険性があるんですよ。トラックが。バーッと傾くから。自動車が。その辺であそこでガードレールに行つて傷つけよつたら、自動車のその人は補償を求めてくると思うので、その辺のところも、凸凹じゃのうてバーッと下がっているんですな。ガードレール側へ。正楽寺側の方へ。それで、その辺のところも、凹凸じゃなくして地盤を上げるというような形で県に一ぺん見ていただいて、検討してほしいなというふうに思います。

その辺のところもいろいろと、道路整備は大変やと思うんですけど、あちこちそこだけじゃないからね。その辺のところがいろいろとあるかと思いますが、ひとつよろしく願いしておきたいと思います。

私、これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○丸山議長 西川議員の一般質問は終わりました。

ここで昼休憩に入ります。13時30分から再開します。

(午後 0時00分 休憩)

(午後 1時37分 再開)

○丸山議長 それでは、休憩前に引き続き、午後からの会議を再開します。

次に、4番山田議員の一般質問を許します。

4番山田議員。

○山田議員 4番山田です。議長の許可を得たので、6月議会の一般質問を行っていきたいと思います。

質問項目には1つだけ大きく掲げております。人権施策の推進についてということで、1年振り返ってみますと、私が議員となって、人権三法の質問をしたり、そしてハラスメントの質問をしたりとかで、これは特にリーダーシップを取ってもらふ甲良町の職員さんに不可欠というか、必要なことの質問をさせてもらいました。

今回も、この人権施策の推進について、主に(1)、(2)について質問を

させてもらいたいと思います。

その前に、ちょっとだけ余談になりますけど、6月3日にミスター長嶋がなくなって、NHKでも昨日は特番でやったりしています。皆さんもご存じかなと思いますけど、けど、私の中には、ミスター長嶋よりも、この3月11日に無罪を訴えていた、石川一雄さんが亡くなったことは、私のずっと人権教育とか、差別をなくす闘いの中で大きなダメージになっております。

この5月23日、先輩方がおられるというか、職員さんがおられる中では、5.23狭山集会、1度か2度か行ったことがあるかなと思うんですけど、その市民集会に、私とそしてこれからの勉強もあるかなと思ったので、息子連れて、その集会に1,300人規模、昔は第一次闘争、第二次闘争のときは3万人、5万人という集会をやってきたんですけど、今回は1,300人の規模で日比谷音楽堂でやっていたのに参加してきました。これは運動団体として出席したんですけど、そこに行った値打ちというか、行くわ、やっぱりまだまだ石川さんじゃないけど、差別の実態をかみしめるというか、実感をするために行ってきました。そして、いろんな人のアピール、もちろん国会議員さんのご挨拶もありましたけど、その後東京都内をデモ行進するという、これは恒例なんですけど、その集会に参加してきました。

そのときに、息子と2人で、これから、俺のおやじの時代は苦しい差別にあったことはおまえにはしゃべったけど、これからおまえらの時代はこんな差別がないように、仕事も大事、家庭も大事やけど、こういうのにもしっかりと取り組むことも、おまえは公務員として訴えなあかんでということ話を話しして、新幹線の中で話してきました。

この狭山集会、市民集会なんですけど、62年、亡くなったのは86歳で石川さん、亡くなっております。62年間、無罪を呼び続けてきました。24歳で、5月23日に逮捕され、そして拷問というか、1カ月に及ぶ取調べでその自白をさせられ、それから第1期では死刑そして無期懲役という、そして31年と7カ月の獄中生活を送って、仮出をしてから、無罪を訴える運動を各日本の同和地区のみんなと共同して無罪を訴えてきましたが、この3月11日に86歳で息を引取りました。けど、こないだ行った5.23は、石川さんが、一雄さんがいない中で、奥さんの早智子さんが、その後を引き継いで第4審の再審要求をやっていこうという、みんなでアピールをした集会でございました。

こういう集会に、自分から行こうとする、行きたい、運動団体ということもあるんですけど、これは後からまとめて言おうかなと思ったんですけど、私は、自分のスキルをアップするため、お金、新幹線代とか、食事代とかかかりますけど、やっぱりスキルをやっぱり高めるためというか、そして実行の勉強のために、僕は行きたい、行ったという、行きたいなと思ったりしています。

去年も、部落解放研究第57回全国集会、これはおそらく職員の、兵庫県であったんですけど、こういう集会で職員にも会いました。甲良町の職員も。だから、こういう中でもいろんな分散会、あります。部落問題について、そして人権行政、人権の確立に向けた闘いの課題、同和教育人権教育の啓発、今言った狭山集会の冤罪を防止するための分科会、そして後からしようかなと思ったんですけど、この5の分科会では、現在ある部落差別の今日の特徴と取組、こういう集会にも私も自ら参加しておりますし、こういうのもあります。冊子。これもお覧になった方がいるかな。これは毎年出ています。これは運動団体、部落解放滋賀県連合会が発行しています。これは2024年版です。

差別の実態が、しっかりと刻まれております。1つは、ご存じのとおり、インターネットサイトを使つての書き込み。昔は鳥取ループと言っていたんですけど、今は全国部落調査復刻版という形で検索すれば、地域の名前、下手したら、下手したらというか、改良住宅、ここがこういう住宅ですよというのが見られる。こういうのとか、知って、高校、大学の公正採用選考問題。だから、面接のときにしてはならない質問をやってしまう会社が、滋賀県で781社のうちの31社がそういう質問をやっている。そして、これは滋賀県じゃないんですけど、大阪職員による差別発言。これは、2023年の事件です。もろです。これはドライブレコーダーに載っていたことをきちっと巻き戻しをしてとかして、そういう発言が発覚したということです。

そして、もう一つは、これはご存じかなと思うんですけど、三重県の公立小学校の教員が土地差別事件。土地を購入したけど、調べたら同和地区の土地であった、部落の土地であった。すぐキャンセルしたというのが分かった。

そして、まだまだたくさんあります。こういう実態が。というので、こういうのも参考にして、また見てほしいなというか、機会があれば、職員の皆さん、読んでほしいなと思います。

戻りまして、私の質問に入っていきます。第4次甲良町総合計画の中で示してある、ここにも掲げています第4次甲良町総合計画の基本目標3の施策6に、共生・人権を大切にすると掲げてある。その中の基本施策2は、人権施策の推進である。だから、前へ進むということです。足踏みじゃなくて前へ前へ行っていこうというのを掲げています。

(1)です。の質問に入ります。行政組織、職員の中で、これは去年も研修をしましたかという質問をしましたけど、職員一人一人の人権意識、コンプライアンス意識の醸成を図るとあるが、去年ですね、令和6年においてどのような研修、取組を町としてやったかという質問で、総務課長、よろしくお願いします。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 毎年、年度当初に研修計画を立てております。研修の内容につきましては、主に市町村職員研修センターと職場研修に分けておりまして、市町村職員研修は外部と、職場研修では内部というふうにしております。

内部研修の中には、新任の職員研修、人権研修、人事評価研修、情報セキュリティの研修、交通安全の研修、不当要求、コンプライアンスハラスメントの研修をしておるというところがございます。

具体的にであります、人権意識の研修というところにつきましては、公益財団法人滋賀県の人権センターさんから講師をお招きいたしまして、人権三法から学ぶということで、お話を聞かさせていただいたというところがございます。

また、コンプライアンスにつきましては、元明石市の副市長宮脇さんという方をお願いをいたしまして、研修をさせていただいたという内容でございます。

以上です。

○丸山議長 山田議員。

○山田議員 県のセンター、研修センターを利用しては、職員は出張という形の研修となると思うんですけど、どうでしょう。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 出張で対応しております。

以上です。

○丸山議長 山田議員。

○山田議員 今度は今、講師を迎えての研修は、職員の出席の割合というか、率はどういう形になっているのでしょうか。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 コンプライアンス研修は、去年の10月10日にしまして、約8割程度、それと人権につきましては、11月28日にしまして、約7割程度の出席率であったということでございます。

以上です。

○丸山議長 山田議員。

○山田議員 この8割、あと2割。ないし7割、あと3割の方々は、何か予備研修というか、そういうのは、来ていないということですので、何かそういうのをほかの形でやったりしているのでしょうか。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 特に面談ですということではなくして、資料を配布するという形を取っております。

以上です。

○丸山議長 山田議員。

○山田議員 私も、こういう議会も含めてですけど、いろんな資料をもらいますけど、なかなか目を通すということは、やっぱり目を通して、本当にここに入っているのかということは難しいかなと思うので、これは私の例ですけど、やっぱり10割、100%のやっぱり近いぐらいの職員が必ず行かなければならないという、そういう意識を何かの形でトップを通してになるかもわかりませんが、できないかなと思うんですけど、どうでしょう。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 この研修につきましては、時間内にしておりまして、特に全職員を対象としておりますもので、園の方については、保育等もございますし、図書館については、通常業務もございますので、全てとはいかないんですが、できる範囲で午前と午後に分けたりしまして、できる対応は今後も取っていきたいと思います。

以上です。

○丸山議長 山田議員。

○山田議員 できたら、ペーパーじゃなくて、聞いた内容を、総務課長はほかの忙しいので、例えばですけど、人権課長が代わりにそういうのをこんな形ですよという形で、例えば1時間でも話をするとか、そういうのは難しいですか。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 今すぐというとなれなので、ちょっと参考にはさせてもらいたいと思います。

○丸山議長 山田議員。

○山田議員 そういう形でやってもらえればありがたいというのは、これは要望じゃなくて、やってほしいという願望によろしくをお願いします。

あと、ここにはないんですけど、もしこの冊子のように、差別事象が甲良町で事件が起きたというときに、すぐに対応できるような形というか、マニュアルはきちっとあるんでしょうか。

○丸山議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 正直、マニュアルというものはございませんが、甲良町には人権対策本部設置規程というのがございまして、そちらの方をまずは立ち上げるということにはなっております。

○丸山議長 山田議員。

○山田議員 これは、やっぱり町長が対策部長という形になるので、町長が音頭を取って、そしてその事件の概要をしっかりとつかんで、いろんな機関に働きかけていく。そういうのがおそらく手順というかになっていると思うんですけど、そのときの相手方、相手方ですね。そういう依頼するとか、お願いするところにはそういうような循環機能というのはしっかりできているんでしょうか。

○丸山議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 1つ事例を申し上げますと、インターネットで甲良町の同和地区が映された場合があったんですが、そちらの方につきましては、法務局と人権センターと連携を取りまして、早々の対応をさせていただいているということもありましたので、今現在私の頭の中にあるのは、その機関同士、どうしていくか、またそこに滋賀県も含めてどうしていくかというような、ちょっと概略みたいな図しか持っておりません。

○丸山議長 山田議員。

○山田議員 マニュアルはやっぱりつくっておくべきかなと思います。万が一とか、ない方が一番いいんですけど、事象があった場合、やっぱり苦しんでいる人、そして今度は差別をした人、発言をした人、落書きをした人、書き込みをした人、やっぱり加害者、被害者をしっかりわきまえるとか、止めて、どうしていくか。聞き取りをすとか、話をすとか、ちゃんとしたマニュアルをやっぱりきちっとつくっておくべきかなと思いますので、どうでしょう。

○丸山議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 今現在、甲良町の人権施策推進計画です。ちょっと名称ははっきり忘れたんですけど、そちらの方をもう少し濃くつくっていこうと思っておりますので、議員の今ご質問に、ご質問とか、願望とか、あったような形で、マニュアル的なものはつくっていくべきかなとは思っております。

○丸山議長 山田議員。

○山田議員 やっぱり、この泣く立場、差別をされる立場に立ってのマニュアルというのを最後をお願いしたいなと思います。

次に、(2)です。人権に関する研修、研究大会、集会、全国とか近畿とか県、もっと近くで言えば、甲良町などの参加要請、人権対策本部長、町長を先頭にちゃんとそういう集会とか研究会に要請があれば、出席できていたのか。昨年度はどういう状態であったのかの報告をお願いします。

○丸山議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 この答弁に関しましては、私の次に社会教育課長の方で答弁させていただきます。

まず、全国、近畿、滋賀県、彦愛犬レベルにつきましては、参考例を挙げますと、全国人権同和教育研究大会ですとか、全隣協、全国隣保館職員関係のブロックの統一学習会でありますとか、また滋賀県の人権教育研究大会等、近くでは人権せせらぎ交流会、昨年は多賀でございましたが、そちらの方に甲良町として参加すべき大会等へは職員は参加しております。

ただし、全て参加はできておりませんので、その欠席理由としては、ちょっと別事業との重複等により、職員の参加環境がちょっと整わなかったというよ

うな理由での不参加となっております。

○丸山議長 社会教育課長。

○大山社会教育課長 教育委員会としまして、関係機関より、各種大会への参加依頼等がありましたら、担当課または人推協の事務局として、職員の方が参加をしています。

また、町で実施している研修会ということで、町で行っている事業といたしましては、町民の人権問題学習講座、あと部落解放をめざす町民の集いの方を実施しています。

昨年度の職員の参加状況につきましては、どちらの事業も職員の2割程度の職員の方が参加をしていただいているという状況になっております。

○丸山議長 山田議員。

○山田議員 人権課長が言ったとおり、参加要請があったときに、仕事、事業と重なって参加できない。これは私の専門用語ですけど、代打、ピンチヒッターで、その人の代わりというのはできなかったんでしょうか。

○丸山議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 私の述べさせていただいた中で、それぞれ代打が出せなかったということで欠席ということになっております。

○丸山議長 山田議員。

○山田議員 代打ができなかったという理由はあるんですか。例えば、課長が行けなかったら課長補佐があるし、担当職員であなかったら、その課の職員が代打で行くというのはできなかったんでしょうか。

○丸山議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 まず、私の課のことで申し上げますと、私が出られなかったら、まずは担当の方に行くわけなんですけど、それも難しい。難しいというか、行けないということで、もう欠席ということになりました。議員のおっしゃるように、誰かしら行けるんじゃないかというようなこともおっしゃられるのも重々分かるんですが、そこでトータル的な仕事を考えて、もう私の判断で欠席ということは出しております。

○丸山議長 山田議員。

○山田議員 先ほども言ったとおり、スキルを上げる。公務もあるし、自ら行くという、そういう思いになる研修を総務課長やらが職員研修の中でやっているかなと思うんですよ。今、大山課長が言ったとおり、全国や近畿はやっぱり旅費がかかる。けど、自分のスキルを上げるためには、無料で参加できる、ただ時間をつくらなかったら出席できませんけど、町民学習講座、町民の集い、見たところ、課長が言うた2割。これは、もうちょっと数字的にはひどいなと。やっぱり、この総合計画の社会教育の生涯学習の中にも、基本施策5で、人権

学習は一人一人が生涯にわたって築き、そして学習の場であるを書いてあるんですよ。これはやっぱり職員がやっぱり気づいて、そこに行くけど、なかなか気づかない。自ら行かない。もう面倒くさいとか、まあ、いいか、もう知っているし、になっている職員が多いかなと思うので、そこは担当課とか、総務課長がやっぱりきちっとした形で、課長会でこういうのがあるから、強制力はないけど、どうや、自分の勉強になるぞと。たかが年に1回、2回なんですよ。

それをこないだも、大山課長が言ったとおり、総会があった。各字の人推協の担当とかは来てくれています。これを見ても、この名簿の中にザーッと職員の名前が、これは言ったとおり、強制力はありませんけど、名前だけ刻んでいる。これは、一般の字から来ている人から見たら、何や、わしら勉強しに来ているのに、職員はどうしているんやという思いの声をうちの村でも聞きますし、ほかの字からも聞きますので、できたら担当課とか総務、そして課長会で自分のスキルをアップするというか、自分を磨くために、こういうのがあるし、絶対と言ったらパワハラになるので、自分を試すために行ったらどうやという宣伝をしてもらえればありがたいなと思いますけど、どうでしょう。お二人さん。

○丸山議長 社会教育課長。

○大山社会教育課長 すみません。例年ですと、教育委員会事務局としまして、課長会の方で参加していただくように周知の方はさせていただいております。また、総務課の方からも、町民人権問題学習講座であったり、この町民の集いにつきましても、職員用の庁内イントラネットの掲示板がありますので、そちらの方で参加していただくようにも、周知の方をしていただいておりますし、人権問題学習講座につきましては、時間外、総務課の方で、時間外の対応もしていただいておりますので、今年度からも引き続きそういった形で職員の方には参加いただけるように、周知の方はしていきたいと思っております。

○丸山議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 今、課長が言われましたように、教育委員会の方で分からない部分につきましては、こちらの方にそういうような大会ですとか、研修ですとか、来た場合には、こういうものがあるので周知、いえお知らせさせていただくことはできるんですけど、今回、人権の質問がありましたので、人権だけということでもなく、ただそれぞれほかの行事、研修等もございましたら、一緒のように、今の言っていただいたのを含めて、周知とか、お知らせとかしていければなと思っております。

○丸山議長 山田議員。

○山田議員 人間ってもう分かっているとか、もう分かったとか、もうええんちゃうかという気持ちになったら、おそらく学ぼうとする気持ちが薄れてくる。の中に、要はDVDで研修したら、ここに差別意識というのはちょっとでも生

まれてくるんですよ。これは職員に限らず、いろんな。だから、各字で集会をやったりとか、字懇をやったりとかしてもらっているんですよ。それも年に1回です。そこに行っている人らは、あ、そうやなと確認をするんです。だから、職員さんもう分かっているという意味の中で、やっぱりこういう場所、町民の集いとか学習講座、各集会に行って、もう一回確認をする場所やということで、もう一度大きく町を挙げてというか、職員を挙げて、参加要請のPRというか、強制的なことじゃなくて、自ら行ってほしいという、そういう思いで私もお願いしまして、私の質問を終わっていきます。ありがとうございました。

○丸山議長 山田議員の一般質問が終わりました。

次に、9番西澤議員の一般質問を許します。

9番西澤議員。

○西澤議員 それでは、早速始めさせていただきます。一般質問の最後となります。

私の取り上げましたテーマは幾つかございますが、特にやはりこの役場の前の交差点、西川議員も取り上げて質疑をされましたが、改めて私の方からもぜひ進展がされるように、前へ進んでいけるように、取り上げていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

県事業の交差点改良事業が中断をされました。交差点がいびつな形のまま、危険であることはもちろんです。我が町のど真ん中のメイン道路でもありますし、通行量も大変多くなっています。6月19日にゲンキーが工事の後、オープンの看板を掲げられました。そうしますと、さらに交通量は増えてくるというように思います。このことから、県当局はもちろんのこと、町当局の方も姿勢対応も問われていますし、現に様々な町民から、あれどうなってるんやと、危険だよという話を聞かせていただいています。その点でも、町長の見解を質していきたいと思えますし、ぜひ前に進むようにお願いしたいなというふうに思っています。

1つは、1番目ですけれども、県は今後どのような方向なのか。事業中止か継続か。もちろん、完成を望んでいると思いますが、その後も続いていきます。

町としては、この現状をどのような認識で受け止めているのか。

この2点で説明をお願いいたします。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 すみません。まず、事業継続か中止かということで、先ほどの西川議員にも申し上げたとおり、事業については、県より凍結というようなお返事をいただいております。正式には昨年12月27日に湖東土木所長のもとに町長、副町長、担当課長が出向きまして、最終的な確認を行い、凍結というようなお返事をいただきまして、事業の方の継続を要望してまいったと

ころでございます。

また、2点目の現状をどのような認識で受け止めているのかというようなお話につきましては、議員のおっしゃるとおり、いびつな形状をした交差点であるため、町としても、事業が再開されるまでの間にありましても、危険防止の観点から、反射ポール等交通安全施設をはじめ、簡易交差点の改良等ができないか、県に要望しているところでございますので、事業の方の進捗の再開を願っているというような状態でございます。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 凍結という言葉がありましたが、凍結、つまり解凍されれば動き出すということです、その点でも事業の始まり、それから事業の中身から見ても、右折だまりを造っていくというのは、やっぱり切実な状況だということに思います。その点でも、ぜひ前に進むようにお願いしたいですし、この辺の温度差については、状況、つまり12月の去年の27日に確認をしたわけですが、ぜひ感触として進められる、こういうところをポイント、プッシュをしていけば、また強化をしていけば前へ進んでいくのか。つまり、右折だまりの改良ができる方向、つまり何を根拠に進んでいくのかという点では、感触の点からなんですけれども、ないしは感触だけと違って、そういう回答も発言も県の方からそういう状況はあるのでしょうか。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 議員のおっしゃっているとおり、県の方としましても、先ほど申し上げたとおり、アクションプログラムに掲載している重要な路線であるため、事業の方は継続はしてまいりたい。しかしながら、用地確保ができないため凍結というような形で、県としても事業は進めてまいりたいという思いはあるということでちゃんと伺っております。

そういった中で、このままの状態が長期間放置されるということは望んでいないんですけれども、やはり何らか危なくないような改良をしてほしいということは町も願っておりますので、要望はしているところなんですけれども、やはりどうしても用地の確保が必要となってまいりますので、そのあたりは根強く頑張っていきたいと思っております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 私もこの交差点改良の問題は、今で3回目ですね。2回、過去に取り上げさせていただいています。本来あり得ない形で神社が残る、そしてそのいびつな形のままでいったん中止がされる。危険な状態が放置をされてしまうような状態が生まれるわけなんですけれども、その原因の解明ということに進むつもりは私はありません。ですから、先ほど西川議員の質問の中で回答がありましたけれども、つまり町民側、法養寺の区の方から、ないしは神社側の関係者

から広げてほしいという要望があったわけではないという回答がありましたので、それは理解をされました。しからば、やっぱり町として見て、ここを広げてほしいというのがあったんだと思います。

これはなぜ神社側との合意が成立しないまま北側を着工したのかという点では疑問も大きく膨らんでくるわけですが、今の時点では、それを追求しても意味がないと思いますし、そのことを打ち消す上でも、きちんと解決をするということが大事だと思いますので、3番目、神社関係者等、それから今はいわゆる委員会、4人の委員会の役員さんがいたようですが、この対応は法養寺区が最終的には受けるということになりますので、その進捗ができるようにぜひ地元と地元の話し合い、それから引っかかっている問題もあるかと思いますが、どういう問題が引っかかって、神社としては立ち退きをしたくないということもあると思います。そのことを解決する上でも、県に対して、ぜひ働きかけると、もうこれ以上補償は出ないよというのは聞いていますけれども、今の状況に立って、また新しい交通量が増えるという状況や、それから国スポを秋に迎えることから見ても、あのままほっとくわけにはいかんと。すぐに改良されるわけではないと思いますが、その道筋がつくということが大事だと思いますけれども、この点では、政治的な折衝が必要ですので、町長の方に見解を尋ねたいと思います。

○丸山議長 町長。

○寺本町長 長年の懸念でもありまして、委員会の方との折り合いがつかず、結果的に開催されたということは聞いております。また、今の新上田区長から、区長会の際にちょっと話に乗ってほしいというお話は聞いております。

なかなか県の考えているのと地域とのギャップの差がありまして、なかなか中身は言えませんが、問題ある答えをされています。ただ、私もこのままほっとくつもりはないので、だからどこかで妥協点を求めたいと思っています。ただ、うちが負担してどうのこうのというわけにはいかんのは事実なので、やっぱり県との折り合いをつけないかんと思っています。ここに私は私なりに県にもうちょっと力を入れてくれという圧じゃないけど、そういうことも今後かけていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 字の中には、県の補償の範囲でやれるようなことをしたらいいということもあれば、いわゆる神社の機能として使えるように、鳥居にしろ、それから社務所にしろ、復活というような声もあります。だから、合意をしていく上ではなかなか大変だと思うんですね。だけれども、大きな角度から大きな立場から見たら、あの危険な状態のぐいちのまま、つまり出っ張ったままで、右

折改良が途中でとまっているということだけは、解決したいという1点でね。ぜひとも一致をしてもらって、町長の方も、今現在の対象で言うと、委員会の役員さんはもう退任をしたというのを3月の総会で報告されたそうですけれども、もうそのことから見たら、今の状況で、責任者である上田氏との折衝とそれから字との合意をぜひとも進めていただきたいということを改めて要請をしていきたいと思うんですけれども、以前、町長とお話をさせてもらったときに、区長とお話ししたし、それから改めて話をしたいという意向も聞かせてもらっていますので、その方向で是非進められるように、お願いしたいと。最後に、またよろしくをお願いします。

○丸山議長 町長。

○寺本町長 上田区長と、そのときに申しましたつもりですけど、やはり一応、この中をまとめてくださいと。でないと、区長と私とだけというわけにはいきませんので、その辺のことをまとめていただいて、またそれなりに我々の動き方があればさせていただきますということを言っていますので、何も決してほっとくわけではございません。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 ぜひ、よろしくお願いします。オープンが6月19日。ですから、これはすごい混雑になるというふうに思いますね。もう周辺の方が、もう私の聞いている範囲でもかなり広い地域から、いつやいつやと今日も来られました。西澤さん、一番前やから分かっているやろうと。看板見てみというので、19日になっていますので、その点でも、そのときまでに改良されるわけでありませぬけれども、そういう方向が示されていていっているというのが言えるようにお願いしたいなと思います。

次に、上下水道管の配管の対応についてなんですけれども、これ、大事故になりました埼玉県八潮市の陥没事故。これは人身事故にまで発展をしてしまいました。類似した配管の破損を受けての国・県の指導などもありますし、それからその後、京都でしたかね。大きな陥没事故なども起こっています。

そういう点で、県や国からの指導があったのかどうか、その内容についてご報告をお願いします。

○丸山議長 建設水道課参事。

○寺居建設水道課参事 国・県からの指導につきましては、特に国土交通省におきまして、令和7年1月29日と同じく3月18日に下水道管路施設等に対する緊急点検について通知がありました。点検内容といたしましては、流域下水道管理者が管理する晴天日1日最大処理量30万立方メートル以上の大規模な下水道処理場に接続する口径2,000ミリ以上の下水道管路の腐食で、管路陥没等の恐れがないかということと、内径2,000ミリ以上かつ平成6年

度以前に設置、改築された管路においてテレビカメラを利用した調査をするというの実施についてということで指導がありました。

以上です。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 今、指導にあった2,000ミリ以上、それから排水量のところですけれども、甲良町に該当する箇所、配管はあるんですか。

○丸山議長 建設水道課参事。

○寺居建設水道課参事 甲良町におきましては、最大処理量も含めまして、口径も含めまして、そういった対象の管路等はございません。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 それで2番目ですけれども、一般的に上下水道の配管の耐用年数が40年とされています。されているようです。我が町でその耐用年数を経過している配管などですね。それがあるのかどうかということはどうでしょうか。

○丸山議長 建設水道課参事。

○寺居建設水道課参事 まず、耐用年数40年におきまして、水道、上水道につきましては、配水管、耐用年数40年を超える管路が約1.1キロございます。これは水道管路の施設全体から見ますと約1.1%になりまして、その多くについては、下水道の整備に伴う布設替等が行われていない箇所となっております。下水道におきましては、管路施設につきましては、平成3年度に工事を行いました、まだ40年を超える管路等は発生しておりません。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 すると、1.1キロ、上水道の分ですね。1.1キロ、それから1.1%なんですけれども、その部分是对応がされるということになりますか。

○丸山議長 建設水道課参事。

○寺居建設水道課参事 管路延長としては1.1キロになっておりますが、下水道で更新できていない部分というのもありますけれども、铸铁管でダクタイル铸铁管で管路を整備した後となっておりますので、40年を超えてきておりますが、もう少し技術的なものをふまえますと60年程度もつと。ただ、いつ何どき起こるか分かりませんので、これについては、更新計画を立てながら、更新を進めていきたいと思っております。

○西澤議員 すると、40年過ぎているけれども、その目安としては60年もつ。だけれども、その間にいろんなトラブルが起こってくる可能性も否定できないという点で注視をしていくということではないんですかね。

○丸山議長 建設水道課参事。

○寺居建設水道課参事 おっしゃるとおりです。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員　これで、先ほどの答弁とも関連しますけれども、（３）の深刻な事故を未然に防止するための対策が必要だと思います。ただ、町の職員の人員の配置を見てみますと、大変少ない人員で努力苦勞されているというふうに思いますが、その点でもマンパワーが必要だと思いますので、その点を含めて、事前防止の計画をつくるという、そういうこと、それから監視に回るということでもありますけれども、人手が要りますよね。そういうことも含めて、どのような対応を考えているか、お願いします。

○丸山議長　建設水道課参事。

○寺居建設水道課参事　水道の方におきましては、大規模な事故防止を含めて、定期的に漏水調査を行っております。昨年、一昨年と２カ年にわたりまして、西学区、東学区と分けた形で漏水調査を行っておりますので、こういった形で５年ぐらいの周期をめぐって、漏水調査、町内全域の調査をしながら、そういった対策を取っていききたいなと思っております。

また、下水道におきましては、下水道法におきまして、腐食管路の恐れがある部分については、法で整備をされておきまして、５年に一度調査することとなっておりますので、そういった対策を取りながら、それ以外の管路の施設におきましても、順次、町内で調査を行っているところでございます。

○丸山議長　西澤議員。

○西澤議員　それで、そういう対応だけで済めばいいんですけれども、ぜひ事故が起こる未然の防止のところですね。人員の配置はどういうふうに考えていますかね。つまり、２人だけで対応がし切れないというふうに思いますが。

○丸山議長　建設水道課長。

○村岸建設水道課長　議員のおっしゃるとおり、限られた人員の中で事業を進めるということで、どうしても無理な部分については外注というのと、他の町の広域化というような形の連携を取って事業の方を進めてまいりたいというような形で担当課で思っております。そういった中、どうしても技師不足がありますので、そういったことについては、今、町の方でも検討を町長の方から町村会を通じまして、要望していただいているというところでございます。

○丸山議長　西澤議員。

○西澤議員　人員の不足をする分、本当に国の制度で押し込められるといいますか、狭い範囲でやらねばならないという状況ですので、ぜひそのことも含めて、私らも、国会の方で、そういうマンパワーがやっぱりだんだん減らされている問題も取り上げていきたいというように思います。

４番目なんですけれども、膨大な費用となることが予想されます。この報道に朝日新聞ですけれども、６月２日号に出されました、埼玉県県の予算の一

覧が出されています。大変ごつつい金額が要るんですね。復旧のための工事費が41億円を盛り込んだ総額99億円。この補正予算が上程をされました。そういう大陥没ですから、写真を見ると、中に入って工事ができるぐらいの大きな陥没ですから、大変な復旧工事になると思いますけれども、そうでなかったとしてもこれ大変、管を新しく更新をするというだけで、これは結構お金が要るんですね。もうその点でも、県・国に対する抜本的な財政支援、この要望の点ではどうでしょうか。

○丸山議長 建設水道課参事。

○寺居建設水道課参事 水道・下水道ともに、施設の維持管理における費用、管の更新ですね。そういったところについては、財政支援を強化していただけるように、国土交通省また総務省に、今、現時点、水道協会、下水道協会を通じて行っているところでございます。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 これ担当課にはお渡しをしましたが、いわゆる面的な工事、ライフラインを保障するという点で、地方自治体に全部しわ寄せになっているのをちゃんと国が面倒見なさいと、保証しなさいということで、埼玉県選出の伊藤岳議員が参議院議員ですけれども、追及をしています。

その中で長い質問があるんですけれども、読み上げることはいたしませんけど、抜粋で言えば、軍事費が3年間で1.6倍、8.7兆円に増やしながら、他のこういう面的なライフラインの補償メンテナンス、このことについては、全く手当てがされていませんし、金額も少ないままになっているということを追及した上で、破損をして検査をしたもので、その検査のときに見つかったものの分は、国からの補償があるのか、手当があるのか、補助があるのかというので3月13日のときに、質問されています。この点はこのとおりなんです。

○丸山議長 建設水道課参事。

○寺居建設水道課参事 今、議員おっしゃったのは、修繕に対する補助というふうに解釈させていただきますと、今、現時点においては修繕に対する補助はございません。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 そこで、町長にぜひ力添えをお願いしてこの問題でも、僅かとは言いませんけど、大きな金額ですよね。これを改修しようと思えば。それで各町が対応する、甲良町が財政的な大変な中で対応するという、対応しようと思えば、これはもう制限がかかってしまいますし、そういう点ではちゃんと面的な部分も保障してほしいというのを様々な機関を通じて国に要望していただきたいなと思いますが、どうでしょうか。

○丸山議長 町長。

○寺本町長 全国で下水と上水道のこともいろいろ要望はやっておりますので、ちょっとまた行かなきゃなりませんけど、そういうとき等にいろいろまた先生方をお願いする。どこでも同じ問題ですので、その辺のことは全国で首長の方が全国で寄ってくれますので、そのときの要望書に入ってくると思います。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 ぜひ強めていただきたいなというように思います。

次の3番に、ごみの問題に移ります。今まで広域行政組合が取り組んでいる新ごみ処理施設のそのものについて、いろいろ行政上の問題、それからその対応などについて質問をしてきましたが、今日はそういう方向がどう進もうと住民としては、町としては、ごみの減量を進めていくこと自体が大変大きな課題ですし、それは変わらないというふうに思いますので、その方向性で取り上げさせていただきました。

1つ目に、ごみ減量計画の策定を求める請願採択がされました。その後意見書の可決を受けて、減量計画書の策定に取り組んだのか、この点、疑問が残ります。具体的な作業はどういうようにしてきたのかということでお尋ねをしますので、まずお答えいただきましょうか。

○丸山議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 私の方も再三言わせていただいているんですが、甲良町においては、令和4年度から令和13年度までの10年間の計画を作成しました彦愛犬の一般廃棄物ごみ処理基本計画、本計画を第一に取組を進めております。

ここでごみ処理関係の現状の一部を数字で述べさせていただきますと、湖東圏域の甲良町住民一人当たりのごみの搬出量につきましては、令和元年度は727グラム、令和6年度は635グラムで92グラム減量しております。目標値としては、651グラムですので、年度目標を達成しています。ただ、リバースセンターの実績によりますと、甲良町からの令和元年度の可燃ごみの受入量は約1,253トン。令和6年度は約1,173トンで、減量分として約80トン、約7%の減量となっております。これにつきまして、ごみの内容物で変化はあるものの、徐々には減量へは進んでいます。現状からこのまま目標達成に向けて事業、こちらの目標というのは15%に向けて事業を進めていかなければならないとは考えております。

まずは、15%削減に向けてどのように事業を進めていくべきかを考え、計画の目標を達成するために、担当課主導において年度ごとに甲良町廃棄物処理実施計画を作成しております。本計画を基に事業を進めて減量化に向けて少しでも推し進められるよう、後ほどの3つ目の質問で、今後どのような事業を考

えているかというようなことを答弁させていただきたいと思っております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 減量、全体として減量、ごみが減っているというわけですが、人口も減っているんですよ。それから、生活もシンプルになっているという可能性もあります。今日私持ってきましたのは、これが、ミルクやな。牛乳のパック、それからトレイは白トレイは町がやっていますので、白トレイ及び色トレイですね。そして、透明トレイ。それから、発泡スチロールのトレイ、ここにありますどん兵衛、うどんの分は、これまだもらった分を食べた後なんですけれども、これは平和堂さんは、持込禁止されていますね。ですから、これはまた、燃えるごみにいかねばならん。それから、これは新聞社のはまとまってできますけれども、いろんな紙、雑紙、これは杉本商事さんが回収をユタカのところでされていますので、これを持っていただいています。

こういうように分別をすると、結構減るんです。うちのお袋が、母親がいたときには、紙おむつをしなければなりません。それで1週間に2回出す分は2袋、いわゆるこういうものを含めて2袋を出すようになっていましたけれども、今シンプルで2人の生活でこういう状況。あとは、ほんまにコンポストを利用していますので、生ごみは畑に入れて、あと本当に燃えるお菓子類の包装紙ですね。包装類、プラスチックの包装類ぐらいで、紙を分別すると、これだけ減ってしまうという状況です。ですから、これも全部かさばるけれども、重さはないんですよ。あまりありません。ですから、重さで重量で量られていきますので、生ごみ、ここに書きました刈草、剪定枝。こういう生ごみですね。そういう減量をどういうふうにするのかまた、それを持っていった先、どういう処理するのかという計画書づくりがぜひ必要だと思いますが、その点も加味しながら、今、進行状況、進行してない状況だと思いますけれども、どういうように考えているのかお答えください。

○丸山議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 まず、ご指摘の水分の多いごみについては、今議員が持ってきてくださったように、もう軽く片手でも持てるようなことが目標だと思っております。処理方法や持込み等については、広報等を通じて、啓発は今現在町の方ではしております。

また、ただし剪定した枝については、粗大ごみの個別回収のメニューに含めさせていただきまして、若干のサポートはさせていただいております。大体収集袋は180リットルぐらいで、大きさでいうと幅が55センチの奥行き55センチの高さ60センチぐらいを想像していただくとありがたいんですが、そしてまた紙おむつにつきましては、1つの懸案事項として、今後の対策は必要だとは考えております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 紙おむつなんかは、特別にいわゆる回収するけれども、どういう処理がされていくのかという点から見ると、もうほとんどが水分ですよ。それを焼却にするとすると、大変エネルギーが要ります。今、再生する技術も開発をされているそうですけれども、それを集めて、次の建設材料に固めていくとかというように再利用しているところもあれば、ユニチャームか。ユニチャームがいわゆる水分だけを抜いてまた再生できるという技術を開発したそうですから、だからそういう技術的な開発のところの進捗も待ちながらですけれども、分別の回収それからないしは持込みということもあり得るわけですから、生ごみとそれから特にとりわけ紙おむつをどうするのかという対策のあらすじですね。これをつくる必要があるのではないかと思います。いかがですかね。

○丸山議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 私もユニチャームの件は、九州の方かどこかでされているみたいなことも聞いているんですが、ひとつ紙おむつにつきまして、ちょっと会社名は出せないんですけど、ちょっと研究をされていて、どういう処理をしていくかというところあたりをされているそうなんです。それが甲良町としても答えになるかどうか分からないんですけど、そちらの方と1回情報を共有させていただいて、今後それがヒントになっていけないかなと、やっていけないかなということは考えております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 ぜひ甲良町だけで進むということはできない問題なんですけれども、その次の質問と併せて、様々な取組が考えられると思います。

3つ目に挙げておきましたコンポストの購入補助ですね。いわゆるこれは生ごみが減ります。それから、畑に穴を掘ってやらはる人もありますし、それから段ボールコンポストの講習会。これも各地で始まっているそうです。その取組で、ごみ減量を専門に、専門というか、関心を持つ人を育てていくと。環境問題と併せて、若い世代がやっぱり今の異常気象ですね。これを自分らが生きている間、大変な状況にならないためにどうするかというのは、皆さん、考え始めています。そういうところに依拠しながら、そのきっかけをつくっていくという点で、3の質問、どうでしょうか。

○丸山議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 ごみを減少させることについては、手法を模索していくことは重要だと考えておりますので、今後実践に移せるよう計画を今練っております。例えばもう一度前も啓発しておりましたひと絞り運動をもう一度考えるような啓発をしていくですとか、あと保健福祉センターの方にフードバンク

が置いてあるんですけど、そちらの方と何かしら連携していけないかなということと、あと今言われました段ボールコンポスト、愛荘町の方でされているということなので、そのような講座、細かい講座を開くですとか、あと道の駅と生産者組合との連携を図っていく。といいますのは、生産者組合の方にちょっとアンケートを取ってしまして、要は今現在売れなかったものについてもお持ち帰りされているそうなので、その最終の行き先はどこかというようなアンケートを取らせていただいているんですけど、今ちょっとずつ集まっていますが、やはり食べる方もおられるんですけど、家庭用のごみで捨ててしまうというところ辺もありますので、今道の駅で考えておられるのは、道の駅でもう古くなったものを1回購入して、持って帰られるものを購入してから消費者に渡せるものについて安く販売していこうかなというような計画も、まだ近々ではないと言われているんですけど、されています。

やはり、そういうようなちょっと情報も収集させていただいて、今後、西澤議員がおっしゃっていましたが、この水分を中心に考えていって、あとは堆肥の件についてもそれと併せて考えていけるような理想的なものにできればなどは考えております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 この点は、以前3月議会で、ごみ減量をしていく上で、住民の力も協力もやっぱり必要ですね。行政だけで進められるわけではないので、その点でも、検討する委員会の立ち上げ、委員会の設置も、要望してまいりました。なお、この現状もふまえて、ぜひ、その方向で進められるように努力をお願いしたいと思います。

それで、これは4番目に関連しますが、このごみを半減というようにしました。なお、具体的に半分にする、半分以下に、僕の我が家の場合には半分以下になってしまっていますけれども、そういう点では、抜本的な減量が大変展望として湧いてきます。それは財政負担の軽減にも関わってきますので、その認識の点ではどうでしょうか。

○丸山議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 議員のおっしゃるとおり課題が解決できれば、財政的な負担減にはなると考えております。

しかしながら、町民負担につきましては、分別種類を中心に考えていきますと、増えることなども考えられますので、今以上のご協力をお願いすることになる部分もあることは認識しております。

ごみの減量につきましては、分別することが当たり前の社会になるよう、今後は、町民、行政、新たに企業等の役割負担を考えて、事業啓発していくことが重要ではないかと思っております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 分別の手間を町民に負担を願うというので、ここに並べたわけではありません。課題は財政負担、住民負担、つまり町にかかってくる予算、費用は、結局は税金等々でかかってくるので、そういう意味で町民負担が増えてしまう。つまり、ごみの収集をざっと今現在のごみ関係の費用は、1億円近い支出をしています。大規模なごみの搬出やら含めると、それだけですよ。そうすると、それが減ると、他の財政にも活用をしていけるので、そのことを述べました。

それで、5番目の方ですけれども、行政組合、広域行政組合の管理者が替わられました。それで、整備計画は今後どのように進んでいくのか、まだ不確定な状況なんですけれども、西川議員の質問にも答えられていますけれども、改めてどういう状況になるのか、ないしはまだ白紙の状態なのか、お答えよろしくをお願いします。町長ですね。

○丸山議長 町長。

○寺本町長 先ほどの西川議員に答弁させていただきましたとおり、まだ何ら決まっておられません。正直なところ。今、管理者が決まった段階ですし、また行政組合までかけようと思ったら、なかなかの道のりだと思っております。

先ほども言ったとおり、やっぱりトンネルよりか焼却の方が安いのか、もっとほかの安い方法はないのか、そこらまでは私は追及していきたいなと思っております。

以上です。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 ですから、今後の進んでいく方向は、和田市長がトンネルコンポスト方式を採用するというようにかじを切ったのは、CO₂の削減とそれから財政負担の軽減という2つの方向を出しました。だけれども、CO₂の削減にはならないということがはっきりしたし、それから財政上も、焼却よりもうんと高くなってしまうというのが明らかになって、方向転換になったわけですけれども、今回、焼却に行くとしても、前の清崎のところで計画された内容で言うても、先ほど西川議員が言われたように、橋の増設それから運搬道路の新設などの広域組合としての負担が出てくるということから、なかなか難しい状況で、これという方向が決まっていかなわけですけれども、今後の管理者会の話合いとそれから、そこを受けての行政組合の中の議会の議論だと思いますので、注視をしていきたいと思います。

最後に、最後じゃないですね。4つ目のところです。地方公共団体情報システム標準化とはということで、質問の項目を立てました。

まずは、この法律、そもそもどのようなもので、地方自治体に義務的に求め

られている準備、それから業務、そして財政負担など、資料とともに説明を求めますというので、今日資料が出ていますが、よろしくお願いします。

○丸山議長 企画監理課長。

○山崎企画監理課長 本日、A 4、1 枚の資料を用意させていただきました。地方公共団体情報システム標準化に関する法律の概要ということで、これは総務省のホームページにある資料でございます。裏面の方が右肩にデジタル庁資料と書いていますもので、デジタル庁のホームページにございます。一応、自治体の基幹業務システムの統一標準化についてということで、右肩にデジタル庁資料と書いております丸の上から 2 つ目です。

ここにありますように、国は原則全ての地方公共団体が目標時期である令和 7 年度までにガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ移行できるよう、その環境を整備することとしております。そのため、町におきましては、ベンダーの決定契約を行い、旧のシステムから新のシステムへのデータの移行を行います。そのデータ移行の中から出てくるデータの修正、検証を行いまして、運用テストを経て、令和 8 年度までに本格稼働を目指すことになります。

移行に係る財政的な負担ということで、システム構築費につきましては、約 1 億 5, 0 0 0 万円。これにつきましては、全額国庫負担ということになっておりますが、システムやクラウドの利用料が月額 1, 1 0 0 万円程度になる現在見込みでございまして、こちらには特定財源がない状況です。この月額の利用料につきましては、今現在の現行、旧のシステム、現行が 4 3 0 万円程度でしたので、本町としましては約 2. 5 倍の財政負担になる見込みでございます。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 これは後でも述べますが、地方公共団体の情報システムの標準化が、我が町にもたらす施策、財政負担、今説明がありましたが、業務全般への影響はどのように変わっていくのか、また影響はどういうような状況になるのか、改めて説明をお願いします。

○丸山議長 企画監理課長。

○山崎企画監理課長 国の方では、このシステムの標準化の目標としまして、各自治体の使うシステムを統一するということで、機能や仕様を統一することで、複数のベンダー事業者による競争が働く。このことを確保して、ほかの事業者への移行というものも可能にすると。

2 つ目に、クラウドサービス事業者、こちらの方にも競争の環境を確保しまして、より高い水準のセキュリティーを担保する。

3 つ目に、制度改正や突発的、緊急的なシステム改修が必要になった場合に、国がこの標準的な変更を行うということで、各自治体が個別に対応する負担を

軽減すると。

このようなことから、持続可能な行政運営を確立するということを国は方針として挙げているということです。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 全く国は現状を見ていないというか、うそっぱちを平気で言う。つまり、閣議決定で3割負担の軽減、3割軽減すると言うたんですよ。その費用は。そやけれども、甲良町で見ても2.5倍の負担が増える。400数十万円で済ましたものが、1億、1,100万円かかってしまうという点でも、これはもう大変な大きな問題で、これどの地方自治体の団体も、市長会のものが、この間全協のときにお配りしましたけれども、市長会は、全国市長会は、国が全部持つようにと。それから、町村会も全国の町村会もしたということが説明がありました。そういう点でも、ほんまにIT企業だけをもうけさせる事業の展開ということが言えるかなと思うんですけども、本当に私は地方を痛めつけてしまう内容ですし、それに関わる町民さん、住民さんが、そういう苦勞をせんなんということなんです。

それで、私が参加をしたホンダ教授の講習がありました。自治体にとっても、利用する住民にとっても負担が増えるだけで、何も便利になりませんというので批判をされておられましたが、大変特徴的でした。

次、3つに移ります。特に、地方公共団体情報システム標準化に関して、移行経費は国庫負担でされました。しかし、どの地方自治体、団体も求めているように、現状は本当に大変なところですし、閣議決定までして、3割軽減と言ったのにそれは実現できません。そういう点では、どういうように国に対して要望していくのかということが求められているわけですけども、運用費用、西川議員が質問をされましたが、債務負担行為で5億5,000万円が5年間で計上されると。こういうことから見ても、1年間で1億1,000万円ですよ。そういう点でも、これ大変だと思いますが、今現状としては、どういうような要望活動なんかがされていくのでしょうか。

また、その見通しですね。つまり、国が半分でも持ちましよう。これはもう大変だなと、3割でも持ちましようというように、何らかの動き始めているのかなと思うんですけど。

○丸山議長 町長。

○寺本町長 先日、デジタル大臣と昼食することになりまして、私。そこで、その場でこの切実な私の思いをとくとくとお話しさせていただきました。でないと、我々、予算43億円ほどで、1億1,000万円とか、そんな金は持てるわけないと。その辺は、大臣、どう考えているのかというお話も、ご飯を食べながらお話しさせていただきましたんですけど、何なりとは考えていますとい

うとこまでしか回答をもらっておりません。でも、それを続けて全国皆一緒のことですので、小さな町ほど負担が大きいものですから、その辺、私もここに行きますので、それをどんどん言っていきたいと思います。

以上です。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 全協でも私申しましたが、有志議員で、国に対する全額国庫負担が当たり前と。つまり、国の強制力の法律で標準化をやりなさいということが決まったわけですから、そしたら運用費用の面倒見ませんよというのは、とんでもない、途中ではしごを外す、外してしまう話ですよ。だから、これは意見書としても議会としても、声を上げていかなあかんと思いますので、議員の皆さんにもまたよろしくお願いしたいなと思います。

4番目なんですけど、これ今、今日初めて、インターネットに掲載をされているわけですし、それからこれの説明をするいろんな本なんかも出ていますが、批判、僕は思うのは批判的に見いひんとさっぱり分からへんということがあります。ですから、そもそもこのシステムはどんなものなのか、ガバメントクラウドというても何やというのがありますし、SaaSでもなんやというのがありますので、そういう要望の状況も含めて、説明会を計画していただければなというふうに、研修会ですね。と思いますが、いかがでしょうか。

○丸山議長 企画監理課長。

○山崎企画監理課長 研修会というものの予定はしておりませんが、標準化に関するシステム会社ですとかコンサルなどの専門性のある方の講師の依頼などの調整はさせていただけると思いますので、また全国市町村国際文化研究所においてDX推進に関する研修等もごございますので、こういったものもご活用いただければなと思います。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 職員の方も含めて、この制度、それは全国統一のシステムに行政システムになるんだというわけですが、議員も含めて学習というか、研修を受けるというのが大事だと思いますので、ぜひ計画が進むようにお願いしたいなというふうに思います。

○丸山議長 何か答弁できますか。総務課長。

○中村総務課長 職員研修としては、また取り組むことは可能ではありますが、この標準化は絶対あかんのやとか、そういうような研修には間違いなくなないというふうに今考えるとございます。

以上です。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 そしたら、そういう計画も、そういうときに議員も呼んでもらって

一緒に学習すると。財政問題でこないだ、前に1年半前だったですかね。研修会がありました。議員も呼ばれました。そういう計画も、ぜひ講習も計画をしていただければなと思うんですが。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 今のご意見を参考にさせていただきたいと思います。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 それでは、5番目ですが、呉竹の区内の中に、農業共同作業所というのがあります。現在はほとんど利用されていないようです。町民さんから、私の家に来られて要望がありました。利活用を検討すべきではないかと。結構広い場所なので、利活用にならんかと。その中で、ごみの袋を売る小売店も、呉竹区の中になくなってしまったので、そういうことも含めて何らかの活用方法を考えてもらいたいということもありましたので、産業課長さんですか。現状と方向性をよろしくお願いします。

○丸山議長 産業課長。

○西村産業課長 まず、呉竹農業共同作業所につきましては、同和地区の小規模零細農家のためにということで、呉竹の方は昭和60年に整備されました。現在はもう農家数もご存じのとおり大分減りまして、またそういう一連の乾燥機等は全て自前でやられている、またはどこか施設を借りられているという状況で、作業所自体の活用はございません。

今回、ご意見、要望が寄せられたということなので、1つの財産ですので、また総務課とも協議して、利活用を検討していきたいと考えております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 これは検討課題はよく分かりました。町民の願いに沿う形のいろんな方法もあると思いますので、その検討をぜひお願いして、要望が実現できるようによろしくお願いしたいと思ひまして、私の質問を終わらせていただきます。

終わる前に、今取り上げました問題、この前の交差点問題、それから標準化に関わるその費用がもう本当にごっつい金額を甲良町が負担しなければならないと。財政が大変な甲良町の中に、そういうことが国の法律で位置づけられる、強制されると言っても過言ではないと思いますけれども、その問題も解決ができるように、私どもの活動の中でも取り上げていきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。ありがとうございました。

○丸山議長 西澤議員の一般質問が終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれをもって散会します。ご苦労さまでした。

(午後 3時03分 散会)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定に
より署名する。

甲良町議会議長 丸 山 恵 二

署 名 議 員 福 原 守

署 名 議 員 木 村 誠 治